

令和5年度 とやま 21 世紀水ビジョン推進会議

日時：令和5年8月2日(水)
13:30～15:00
場所：富山県民会館 302 号室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 「とやま 21 世紀水ビジョン」に基づく各種施策の進行状況等について
- (2) 水源地域保全条例に基づく届出状況について
- (3) 水循環基本計画の一部見直しについて
- (4) その他

4 閉 会

【配布資料】

資料 1 - 1 水ビジョンに基づく各種施策の進行状況等

資料 1 - 2 水に関わる新たな動きや取組み等について

資料 2 水源地域保全条例に基づく届出状況について

資料 3 水循環基本計画の一部見直しについて

参考資料 1 とやま 21 世紀水ビジョン（概要版）

参考資料 2 令和4年度水ビジョン関係事業費及び令和5年度予定事業費

参考資料 3 水を取り巻く各種データ

参考資料 4 令和4年度県政モニターアンケート結果

とやま 21 世紀水ビジョン推進会議委員名簿

【令和 5 年 8 月 2 日現在】

(五十音順、敬称略)

氏 名	分野	所属及び役職名	備 考
あそう まり 麻生 真利	公募	団体職員	
いのみよこ 飯野美代子	景観 工学	(公社) 富山県建築士会理事 計画創造 Enkel 建築設計代表	
うえさか ひろゆき 上坂 博亨	小水力 発電	富山国際大学現代社会学部教授 富山県小水力利用推進協議会副会長	欠席
おがや みつえ 尾栢 光江	環境 保全	富山県婦人会幹事	欠席
かわばた えいこ 川端 栄子	自然 保護	NPO 法人 富山県自然保護協会副理事長	
くすい たかし 楠井 隆史	水質 環境	富山県立大学名誉教授	
さとう やすゆき 佐藤 保之	河川 管理	国土交通省富山河川国道事務所長	
すずき おさむ 鈴木 修	森林 管理	林野庁富山森林管理署長	
たけくま よしかず 武隈 義一	地方 行政	黒部市長	
たにぐち まこと 谷口 真人	地下水	総合地球環境学研究所副所長	
ちょう けい 張 勁	水循環	富山大学学術研究部理学系教授	
ながもり まさゆき 永森 雅之	農業 用水	富山県土地改良事業団体連合会専務理事	
ふじい すなお 藤井 侃	水関連 産業	とやま名水協議会会長 富山県深層水協議会会長 五洲薬品株式会社代表取締役	
ふじもと たかこ 藤本 孝子	生活 環境	富山大学学術研究部教育学系准教授	
ふ わ みつひろ 不破 光大	水生 動物	魚津水族博物館学芸員	

任 期：令和 7 年 11 月 14 日まで

〇とやま21世紀水ビジョン推進会議規則

平成26年3月26日

富山県規則第12号

改正 令和4年10月31日規則第51号

とやま21世紀水ビジョン推進会議規則を次のように定め、公布する。

とやま21世紀水ビジョン推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、とやま21世紀水ビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(令4規則51・一部改正)

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

第6条 推進会議に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(専門委員)

第7条 推進会議に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことがで

きる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第8条 推進会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、生活環境文化部において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年9月30日までとする。

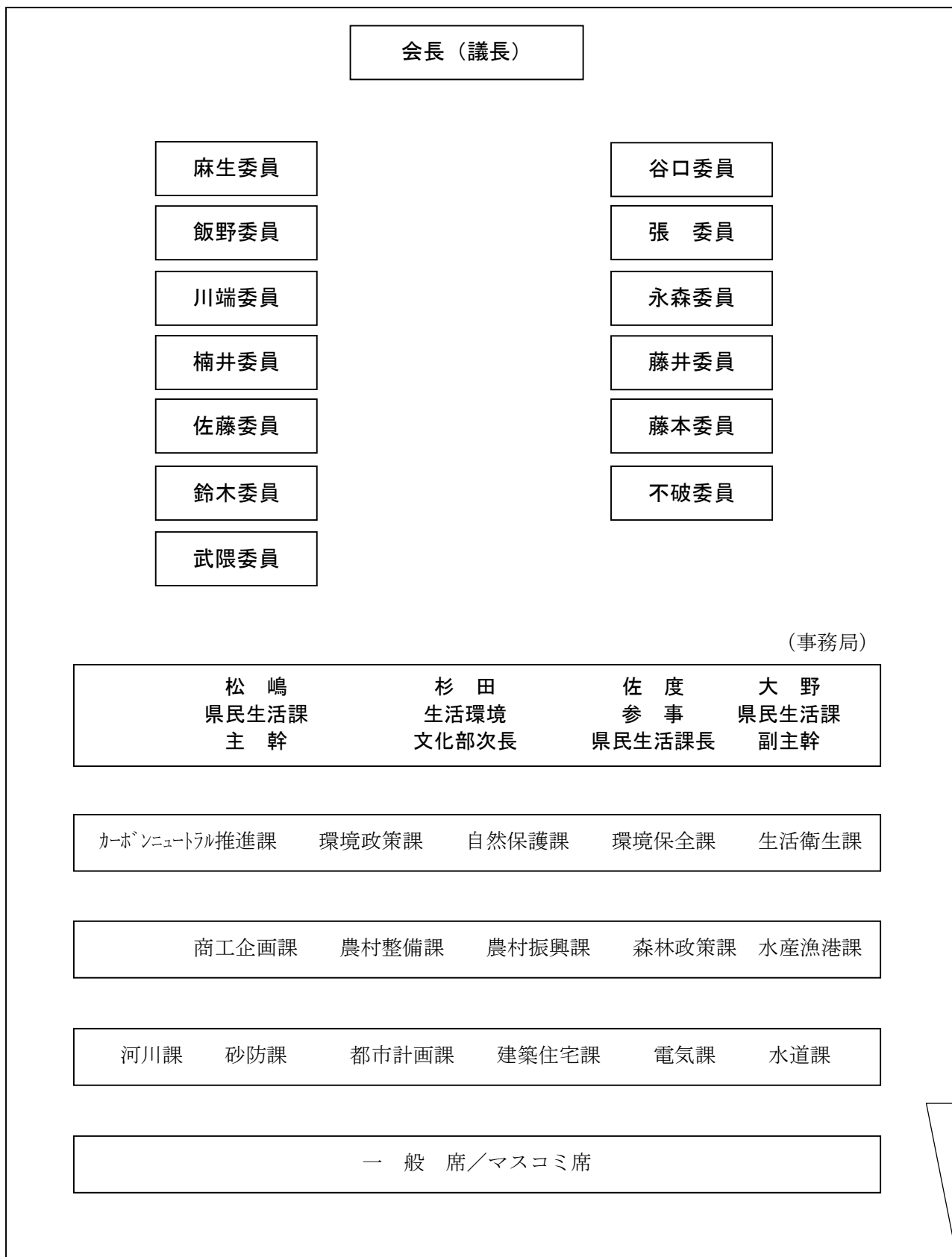
附 則 (令和4年規則第51号)

この規則は、令和4年11月15日から施行する。

令和5年度 とやま 21 世紀水ビジョン推進会議 配席図

令和5年8月2日(水)13:30~

県民会館 302 号室



出
入
口

水ビジョンに基づく各種施策の進行状況等

1 令和4年度までの実績

○概要

- ・水ビジョンは、水に関わる各種施策を総合的に推進するため、その指針として平成3年3月に策定され、平成19年3月、平成25年2月に改定を行っている。
平成31年3月には、水に関する新たな動きや取組みを踏まえ、3回目の改定を行った。
- ・21世紀は「水の世紀」といわれ、地球的規模での水の問題に注目が集まっているため、今後も引き続き、水ビジョンの目指す将来像である「健全な水循環系の構築」に向けて、水に関わる施策を総合的に推進していくことが重要である。

○施策ごとの実績

(1) 水源対策

ア 森林の保全

- ・県では、森林のもつ公益的機能や生産機能をバランスよく高度に発揮するため、人工林等の長期目標を定めて整備中である。
人工林 (S58) 43,273 ha → (R3) 51,170 ha
保安林 (S58) 198,400 ha → (R4) 220,801ha
- ・平成19年4月に導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、とやまの森づくりの基本計画である「富山県森づくりプラン」に沿って、県民協働による里山林整備 (R4 末累計 3,960ha) や、過密人工林等を広葉樹との混交林へと誘導する整備 (R4 末累計 1,627ha) などを実施した。
- ・平成21年6月に「富山県森林整備・林業再生基金」を創設し、森林整備・林業再生事業を実施。平成28年度から林業成長産業化推進事業として間伐等の森林整備を実施した。
- ・森林などの水源地域における適正な土地利用の確保を図ることを目的とする「水源地域保全条例」を平成25年3月に制定した。

イ 水源山地等の保全

- ・平成22年11月に黒部川水系、下新川海岸における総合的な土砂管理の取組連携方針を策定した。
- ・平成24年3月に常願寺川流砂系における総合的な土砂管理の取組連携方針を策定した。

ウ 地下水の保全と涵養

(・昭和51年に地下水条例を制定)

- ・平成4年5月に「富山県地下水指針」を策定し、行政、事業者、県民が一体となって地下水保全に関する施策を展開している。平成30年3月に、同指針の第4次改定を行い、都市化の進展や水田面積の減少、消雪設備の増加など地下水をめぐる状況の変化を踏まえ、適正揚水量の見直しを行った。
- ・冬期間の降雪時における地下水位低下対策として平成30年度から、地下水位低下時に注意報を発令し、節水への協力を呼び掛けるなどの対策を推進しており、令和3年1月及び2月には、大雪に伴う消雪設備の稼働で地下水位が低下したことから、富山市で2回注意報を発令した (令和4年度は発令なし)。
- ・令和4年度には、リアルタイムで地下水位を観測し、県民へ情報提供できるようデータ収集の自動化 (テレメータ化) を新たに3か所で実施するとともに、冬期間の地下水位低下対策のため、消雪設備などの地下水利用実態調査を実施した。
- ・また、地下水位の監視や条例に基づく規制、揚水設備の監視・指導、地下水節水事例集等を活用した地下水利用者への啓発、森林保全活動などを通じた環境教育などの取組みを推進するとともに、

(公財) とやま環境財団と連携して、消雪設備の節水や名水の保全活動等を行う「地下水の守り人」(令和4年度末現在：143名が活動)の養成や活動支援を行うなど、地域に根ざした地下水保全活動を促進している。

(2) 治水・利水対策

ア 治水対策の推進

- ・県内には、全国でも有数の急流河川が多いことから、過去幾度となく繰り返された河川氾濫による浸水被害を防止するため、(1) 過去に大きな浸水被害が発生した河川や、(2) 近年、局地的な集中豪雨により、住宅等への被害があった市街地を流れる河川などにおいて、計画的かつ重点的に河川整備を進めている。
- ・近年多発する、現在の想定を超える浸水被害に対応するため、県管理の水位周知河川 41 河川において、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し公表した (R 元年6月完了)。
- ・近年多発している集中豪雨により、市街地部では、排水路の排水不良や河川の増水等に伴う家屋等への内水被害が多発しているため、市町村が行う緊急浸水対策の計画策定を支援している (緊急浸水対策計画の策定：H12 富山市、高岡市、砺波市、滑川市、H13 立山町、H22 氷見市、H23 魚津市、黒部市、H24 南砺市、高岡市、H25 小矢部市、H26 富山市、魚津市、滑川市、黒部市、H27 朝日町)。
- ・雨水対策として、雨水管路 (R 3 末 205km)、雨水排水ポンプ場 (15 箇所)、雨水浸透柵 (富山市 86 箇所)、雨水浸透施設 (立山町 6 箇所)、雨水貯留施設 (富山市 12 箇所、射水市 4 箇所、砺波市 2 箇所、魚津市 1 箇所) の整備を進めてきている。
- ・洪水ハザードマップの作成を支援した。(R 元年度に新たに作成した、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図に基づき、県内全市町村が R 2 年出水期までに公表済み。)
- ・集中豪雨による浸水被害対策として、富山市と連携しながら流域貯留浸透施設を整備した。(H19 速星中グラウンド、H22 富山西高グラウンド、H22 速星小グラウンド)
- ・平成 29 年度に統一河川情報システムを導入した。

イ 利水対策の推進

- ・農業用水を利用した小水力発電を整備した。

完成年度	発電所名
S57	若土(富山市)
S62	安川(砺波市)
H1	愛本新(黒部市)
H10	白中(南砺市)
H11	示野(砺波市)
H21	仁右エ門用水(立山町)
H24	山田新田用水(南砺市)、庄(砺波市)
H26	小摺戸(入善町)
H27	中野放水路(砺波市)、早月川沿岸第一(滑川市)
H28	芹谷野(射水市)、小川用水(朝日町)、黒谷(魚津市)、布施川用水(黒部市)
H29	常東合口幹線(立山町)、浦山新(入善町)
H30	三合新(砺波市)、新明(砺波市)、中滝(富山市)、舟子川用水(黒部市)
R2	常西幹線(富山市)
R3	五位ダム(高岡市)、外輪野用水(富山市)

※農業用水を利用し、県企業局が整備又は土地改良区が補助事業(農水省所管)を活用して整備した小水力発電所を計上。

ウ 用途間転用の推進

- ・熊野川ダムでは、未利用となっている水道容量を活用した容量再編による再開発を実施した。

(3) 水環境対策

ア 水質汚濁の防止

- ・水質環境計画に基づき、河川、湖沼、海域の水質調査や工場・事業場の排水監視などの水質保全施策に取り組み、平成 24 年度以降、水質環境基準達成率は 100%を維持している。
- ・富山湾の水質保全のため、工場・事業場と連携して、水質汚濁の原因となる窒素・りんのパイロの排出抑制を促進するとともに、工場・事業場による事業場周辺や水辺の清掃活動などの自主的な環境保全活動である「プラスワンアクション」を推進している。
- ・県や市町村、関係機関、事業者団体などで構成される「水質汚濁事故対策連絡会議」において、事故時に迅速に対応するための実地訓練や、事故の未然防止を呼びかけるチラシの配布等を実施した。

イ 汚水処理の促進と再利用

- ・「富山県全県域下水道ビジョン 2018」のもとに、小矢部川流域下水道事業や神通川左岸流域下水道事業を推進するとともに各種下水道事業を推進した。
- ・この結果、汚水処理人口普及率は着実に向上し、平成元年度の 29%から令和 3 年度末には 98%と着実にアップしている。(下水道、農村下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の合計)
- ・下水処理水を道路の消雪装置(33km)の水源や、運動施設(1箇所)の冷暖房熱源として再利用を図っている。

ウ 水環境の保全と利用の調和

- ・県土美化推進県民会議を中心に県下全域で「みんなできれいにせんまいけ大作戦」(6月～9月)を展開している。
- ・良好な海岸環境を維持するため、関係機関・団体等と連携した海岸漂着物の回収・処理を実施した。また、「水の恵みと海岸清掃体験バスツアー」の開催、刈草の流出防止対策など、行政機関・関係団体が連携した発生抑制対策を推進した。
- ・生物の生育環境や美しい自然環境に配慮した「多自然川づくり」を推進している。
- ・ふるさと川・海応援団支援事業により川と海を守り育てる活動へ支援している。
- ・親水型の公園「富岩運河環水公園」の整備を進め、平成 22 年度末に全面開園した。
- ・官民協働で取り組み地域の特性を活かした先駆的な水辺のまちづくりを推進している。
- ・防災機能や生態系保全機能等の多面的機能を有する土地改良施設の役割を広く県民に啓発し、維持管理活動への理解と参画を促すため、「とやま水土里フォーラム」を開催している。
- ・令和 3 年度は、本県で「第 6 回全国小水力発電大会 in とやま」が開催され、全国の小水力発電関係者が一堂に会し、産官学民の垣根を越えて情報や課題の共有が行われた。

(4) 水を活かした文化・産業の発展

- ・飲用されている「とやまの名水」(26 箇所)における衛生管理、飲用対策を推進している。
- ・「水の王国とやま」が誇る名水を広く普及するため、県内外で開催される観光イベント等において「とやまの名水」を配布している。
- ・公設試験研究機関等による深層水利用研究を実施している。
- ・「富山湾の深層水」のイメージアップのための PR を行っている。
- ・水環境保全団体による河川等の水質調査等の活動、清掃美化活動を支援するため、のぼり旗、水質検査キット等の貸出し・提供を実施しているほか、若者の理解の増進や自主的な活動参加につなげ

- るため、森・川・海的环境観察会、名水巡りツアー等を開催している。
- ・ウェブサイト「とやま名水ナビ」や公式ツイッター「とやまの水環境」を活用し、地域住民や活動団体による水環境保全活動、本県の水環境の魅力についての情報発信を実施している。
 - ・県内の歴史的土壌改良施設の役割と歴史を伝えることを目的としたバスツアーの開催を支援した。

(5) 地球的規模の水問題へのとりくみ

- ・(公財)環日本海環境協力センターと連携して、海辺の漂着物調査の実施や海洋調査技術の開発など、環日本海地域の海洋環境の保全を目的とした調査研究や講演会の開催等を実施している。
- ・富山県地球温暖化防止活動推進センターとして指定した(公財)とやま環境財団と連携して、地球温暖化防止に関する普及啓発や県民の取組み支援など、県民総参加の地球温暖化対策を推進している。

2 実現目標の達成状況

－水源対策－

目標指標	概ね5年前 H29	現況 R4	目標		説明
			R3	R8	
①森林整備延べ面積 平成2年度以降実施した間伐の延べ面積累計	35,807ha	41,036ha	40,607ha	46,607ha	森林資源の現況を踏まえ、水源涵養機能を高め、健全な人工林を育成するため、適正な間伐の実施を目指す。
②地下水揚水量の適正確保率 地下水条例対象地域(8地下水区)における適正揚水量の確保状況	100%	100%	100%	100%	地下水の節水や合理的な利用を推進し、引き続き揚水量の実績が適正揚水量を上回らないことを目指す。

－治水・利水対策－

目標指標	概ね5年前 H29	現況 R4	目標		説明
			R3	R8	
③河川整備延長 河川整備が必要とされる区間延長のうち、概ね10年に1回の確率で発生する降雨(時間約50ミ)以上への対策整備がされた延長	420.8km	425.2km	424km	428km	局所的な集中豪雨の頻発や都市化の進行により、依然として県内各地で浸水被害が発生していることから、引き続き、着実な河川整備を進める。
④小水力発電の整備箇所 中小河川、農業用水を利用した小水力発電所の整備箇所数	42箇所	54箇所	45箇所	60箇所	建設有望地調査の結果を踏まえ、今後も建設候補地の小水力発電所を確実に整備することを目指す。
⑤土砂災害危険箇所の整備箇所数 保全人家5戸以上等の土砂災害危険箇所のうち、砂防施設が整備済みの箇所数	613箇所	638箇所	645箇所	670箇所	脆弱な地質が広く分布することや集中豪雨の頻発により、土砂災害が発生しており、今後とも砂防設備等の整備を進める。
⑥水道水の満足度 (県政モニターアンケートにおいて「満足している」又は「特に不満はない」と回答した人の割合)	83.9% (H28)	81.4%	2～3年毎に県政モニターアンケートを実施	90%以上	健康志向への変化から従来の水道水から浄水器を通した水等へ多様化しているが、富山のおいしい水の啓発等により、満足度の向上を目指す。

－水環境対策－

目標指標	概ね5年前 H29	現況 R4	目標		説明
			R3	R8	
⑦水質環境基準の達成率 水質測定地点のうち、環境基準(河川:BOD、海域及び湖沼:COD)に適合している地点の割合	100%	100%	100%	100%	水質環境計画(※1)等の推進により、100%の達成維持を目指す。
⑧汚水処理人口普及率 下水道や農村下水道、浄化槽等の汚水処理人口の普及割合	97%	98% (R3)	98%	99%	「富山県全県域下水道ビジョン2018」に基づき汚水処理施設の着実な整備促進に努める。

(※1) 水質環境計画：水質環境を保全するための基本方向を示す計画であり、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目標としている。

○河川、海岸愛護ボランティア団体:106 団体(H29)⇒117 団体(R4)
 ○地域用水機能保全活動団体:30 団体(H29)⇒34 団体(R4)
 ○水環境保全活動団体:97 団体(H29)⇒108 団体(R4)

－水を活かした文化・産業の発展－

目標指標	概ね5年前 H29	現況 R4	目標		説明
			R3	R8	
⑨水文化に関する活動に 取り組んでいる団体数 水とのふれあい活動や水文化の継承活動等を行っている住民・ボランティア団体等の数	233 団体	259 団体	230 団体	240 団体	活動している団体の継続に努めるとともに活動の普及も図り、2026年度までに約20団体の増加を目指す。
⑩農村環境保全活動に取り組む集落数 農地、水路、農道等の地域資源の維持・質的向上を図る共同活動に取り組む集落数	1,417 集落	1,449 集落	1,500 集落	1,600 集落	多面的機能支払制度に取り組む農業集落を8割程度に拡大する。
⑪水に関する生活の知恵や使い方に古くからのものが残っていると思う人の割合 (県政モニターアンケートにおいて「思う」と回答した人の割合)	46.9% (H28)	39.8%	2～3年毎に県政モニターアンケートを実施	意識の向上を図る	水に関する生活の知恵や使い方について、掘り起こしや活用に努める。

－地球的規模の水問題へのとりくみ－

目標指標	概ね5年前 H29	現況 R4	目標		説明
			R3	R8	
⑫大気環境基準の達成率 一般環境観測局のうち、環境基準を達成している観測局の割合	二氧化硫黄 :100% 二酸化窒素 :100%	二氧化硫黄 :100% 二酸化窒素 :100%	二氧化硫黄 :100% 二酸化窒素 :100%	二氧化硫黄 :100% 二酸化窒素 :100%	大気環境計画(※2)等の推進により、引き続き100%の現状維持を目指す。
⑬節水を心がけている人の割合 (県政モニターアンケートにおいて「常に」又は「どちらかといえば節水に心がけている」と回答した人の割合)	78.9% (H28)	75.7%	2～3年毎に県政モニターアンケートを実施	90%	若年層も含め、今後も節水意識の拡大に努める。
⑭農業産出額	661 億円	545 億円 (R3)	(※3) —	(※3) 658 億円	地産地消や食育などを推進するなかで、県民が求める安全、新鮮な農産物の生産、供給拡大を図る。

(※2) 大気環境計画:大気環境を保全するための基本方向を示すための計画であり、「きれいな大気環境の確保と次世代につなぐよりよい大気環境づくり」を目標としている。

(※3) 富山県農業・農村振興計画:本県農業・農村が持続的に発展できるよう、長期的展望に立って本県農業・農村のめざすべき姿やその実現のための施策を明らかにするために策定したもの(R4.3改定)。

3 令和5年度に実施する各種施策の概要

(1) 水源対策

ア 森林の保全

水資源の涵養など、森林の多面的機能が高度に発揮されるよう、富山県森づくりプランに定める森林の整備及び保全の指針に基づき、人工林と天然林、奥山と里山など森林の状態や立地条件及び地域ニーズ等に応じ、多様な森づくりを推進する。

また、森づくりを推進するにあたっては、幅広い県民の参加を求め、健全で機能の高い森づくりを推進する。

イ 水源山地等の保全

水源涵養機能を有する保安林を維持・造成・管理し、またダム等の利水・治水施設の機能を長期的に維持することとともに、水源地域の山地災害を防止・軽減するため治山・砂防事業を推進する。

ウ 地下水の保全と涵養

豊富で良質な地下水を将来にわたって利用していくため、地下水は県民共有の貴重な財産であるとの認識のもと、地下水条例や「富山県地下水指針（平成29年度改定）」に基づき、県民、事業者、行政が一体となって各種の地下水保全、涵養のための施策を推進するとともに、地下水の水質保全に努める。

	施策の項目	事業名	事業の概要
森林の保全	健全で機能の高い森づくり	<ul style="list-style-type: none"> 有峰森林文化村推進 水と緑の森づくり事業 造林事業費 林業成長産業化推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 有峰森林文化村の活動推進 里山林や混交林の整備、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及、森林ボランティア活動への支援、森づくり情報の提供、森林環境教育の実施、県産材利用の推進等 人工造林、下刈り、間伐等の森林整備 林業・木材産業の持続的な発展等を図るため、間伐や路網の整備、木材加工流通施設の整備等を実施
	森林の適正な保全と管理	<ul style="list-style-type: none"> 林道事業費 森林整備地域活動支援交付金事業 地域材振興事業費 林業人づくり総合支援対策事業費 	<ul style="list-style-type: none"> 森林管理のための路網整備 森林所有者等による適切で計画的な森林施業の推進を支援 県産材の安定供給体制と需要の拡大に向け、公共施設等の木造化への支援、県産材を使用した住宅の新築・増改築への支援等 就業相談会の開催、林業体験の実施による林業担い手の確保、効率的な林業経営を担うことのできる人材の育成、林業労働安全衛生対策の推進等
水源山地等の保全	治山・砂防事業の計画的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 山地治山事業 保安林整備事業 水源地域整備事業 砂防事業 地すべり対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> 荒廃溪流の復旧整備（治山ダム工） 荒廃森林の復旧整備（植栽工、保育、柵工） 荒廃地・荒廃森林の総合整備（治山ダム工、森林整備） 砂防堰堤工、溪流保全工等 地下水排除工、抑止杭工等

地下水の保全と涵養	地下水の保全と適正利用 冬期間の地下水位低下対策 地下水の涵養	<ul style="list-style-type: none"> 地下水採取条例施行費 地下水位等実態調査費 地下水水質環境調査費 豊かな地下水保全事業費 地下水指針推進費 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水条例の適正な運用、地下水の保全と適正利用に関する啓発等 地下水位の変動状況の把握（32ヶ所）、地下水塩水化調査（海岸部 80 地点） 地下水質の環境基準達成状況の把握（76 地点） 地下水の守り人の講習会の開催 地下水指針の普及啓発、冬期間の地下水位低下時の注意報等発令による地下水利用者への節水協力の呼びかけ、地下水観測井のテレメータの管理運営等、地下水涵養の促進
-----------	---------------------------------------	---	--

(2) 治水・利水対策

ア 治水対策の推進

近年の水害の激甚化、頻発化を踏まえ、河川改修や河川内の伐木・浚渫など、河川管理者が主体となっていく治水事業を引き続き、推進するとともに、あらゆる関係者が協働して流域全体で取り組む「流域治水」への転換を進める。

また、雨水管路や雨水排水ポンプ場、雨水貯留施設の整備を実施し、雨水対策を推進する。

イ 利水対策の推進

安全でおいしい水道水の安定供給を図るとともに、小水力発電の推進など水の多面的活用について環境に配慮しながら推進する。

施策の項目	事業名	事業の概要
治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 河川改修事業等 ダム建設 砂防事業 附帯県営農地防災事業 緊急浸水対策計画策定調査 公共下水道事業（雨水） 	<ul style="list-style-type: none"> 護岸工、放水路工等 中小河川の洪水浸水想定区域図の作成等 多目的ダム 1ヶ所 砂防堰堤、護岸工等 流域開発による排水量増大に伴う農業用排水施設整備（庄川左岸） 緊急浸水対策計画の策定支援 雨水管路、雨水排水ポンプ場、雨水貯留施設の整備
各種治水事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理、ダム管理 県単独河川維持修繕事業 	<ul style="list-style-type: none"> 県営ダムの維持管理（室牧ダム外 15 ダム） 河川内の伐木・浚渫等
利水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活基盤施設耐震化等交付金 道路総合交付金事業費等 多面的機能支払支援事業 地域用水環境整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設や管路等の整備（10 件：7 市町） 人家連担部、急勾配部などにおける消流雪施設の整備 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動を支援 農業用水を利用した小水力発電施設の整備（2 地区）

(3) 水環境対策

ア 水質汚濁の防止

水質環境計画（クリーンウォーター計画）に基づき、公共用水域や地下水等の監視、生活系、産業系の排水対策や有害物質等による汚染の未然防止対策を推進する。

イ 汚水処理の促進と再利用

公共下水道、農村下水道、合併処理浄化槽の普及等、地域の実情に即した効率的な汚水処理を促進し、健康で快適で安全な生活環境の確保を図る。

ウ 水環境の保全と利用の調和

農業用水が有する消流雪、防火、生態系保全等の地域用水機能の保全と利活用を図る。

「自然豊かな美しい水辺景観」の保全と整備を進めるとともに、地域が一体となって保全していく体制が構築できるよう支援する。

施策の項目		事業名	事業の概要
水質汚濁の防止	発生源対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法施行費 富山湾水質保全対策推進費 	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業場の監視指導 富山湾水質改善対策の推進
	未然防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業環境施設整備資金 水質汚濁事故対策事業 ゴルフ場農薬実態調査費 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の環境施設の整備促進への資金融資 水質汚濁事故対策の推進 ゴルフ場農薬使用の監視指導
	公共用水域の水質常時監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域等環境調査費 ダイオキシン類対策推進費 	<ul style="list-style-type: none"> 河川、海域、湖沼及び地下水の水質調査 河川（水質、底質）、海域（水質、底質）、地下水、土壌のダイオキシン類環境調査
汚水処理の促進と再利用	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に即した汚水処理施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道事業 公共下水道事業 浄化槽整備推進事業 農業集落排水事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小矢部川流域下水道、神通川左岸流域下水道 10市3町1事務組合 市町村が実施する合併処理浄化槽設置者に対する助成事業に対し助成し、普及促進を図る。 農業集落排水施設の更新等（4地区）
水環境の保全と利用の調和	環境用水の確保と地域用水機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> 県単独農業農村事業（施設機能保全型） 県単独農業農村整備事業（通年通水促進型） 	<ul style="list-style-type: none"> 都市近郊等の農業用排水路の除草等（3地区） 市街地等の農業用排水路の機能向上と環境保全（4地区）
	水辺景観・親水機能の保全と整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金事業 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾環境整備及び運河周辺の整備等
	水辺の安全確保と適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水路事故防止対策推進事業 県土美化推進事業 海岸漂着物対策推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水路事故を未然に防止するため、地域の実情に応じたソフト及びハード・セミハード対策を実施 県土美化推進県民会議を中心に「みんなできれいにせんまいけ大作戦 2023」などの清掃美化活動を実施 とやま海ごみボランティア部による清掃・活動等の実施、上流域である岐阜県と連携した清掃活動、海岸漂着物組成調査

(4) 水を活かした文化・産業の発展

ア 水を活かした産業の振興

量・質とも優れた水を、かけがえのない地域資源、地域の誇りとして捉え、その魅力を県内外にPRし、名水の保全や深層水のさらなる利活用に努める。

恵まれた水を活かし、企業の誘致・産業の振興など水を利用した産業の展開を図るとともに、水の魅力を活かした観光の振興を図る。

イ 水環境学習の推進

水環境や水文化に関する調査研究を進めるとともに、情報発信に努める必要がある。

施策の項目		事業名	事業の概要
水を活かした産業の振興	名水の保全と利用	<ul style="list-style-type: none"> ・「とやまの名水」衛生管理・飲用対策事業 ・とやま名水協議会運営費補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲用されている「とやまの名水」における対策の実施 ・ミネラルウォーター企業との連携による「とやまの名水」のPR活動の推進
	深層水の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・深層水利用研究 ・深層水「富山ブランド」推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・公設試験研究機関等による深層水利用研究の実施 ・「富山湾の深層水」のイメージアップのためのPR活動の実施
	観光の振興		
水環境学習の推進	学習・観察の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全総合推進費 ・農村環境創造基金事業 ・全国水生生物調査 ・水質環境計画策定推進費 ・歴史的土壌改良施設広報啓発事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践活動の支援、体系的な環境教育の推進 ・小学生を対象に水田周辺の水生生物の調査を実施 ・環境教育の場として小中学生等を対象に河川の水生生物の調査を実施 ・環境観察会、名水巡りツアー等の開催 ・地域の水辺の保全活動の活動支援 ・県内の歴史的土壌改良施設について、歴史的・技術的価値をPRするための施設見学会の開催等を支援
	水環境や水文化に関する調査研究		<ul style="list-style-type: none"> ・フィールド実習をコアとした流域環境教育～健全な水循環系構築に向けたシステム教育（県立大）
	水文化の情報発信		<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「とやま名水ナビ」や公式ツイッター「とやまの水環境」を活用して水環境保全活動等についての情報を発信 ・土壌改良施設の歴史的価値や役割を普及啓発する活動を支援

(5) 地球的規模の水問題へのとりくみ

ア 地球温暖化

地球温暖化による気候変動が予測される中、降雨・降雪や融雪時期等の変化など本県の水資源に与える影響も懸念されることから、富山県カーボンニュートラル戦略に基づき地球温暖化対策を推進する。

イ 酸性雨

国等と連携して、酸性雨のモニタリングや調査研究を継続的に実施し、実態把握等に努める。

施策の項目		事業名	事業の概要
地球温暖化	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策費 ・地域用水環境整備事業 ・気候変動適応センター費 ・カーボンニュートラル推進事業費 	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県カーボンニュートラル戦略の推進 ・富山県地球温暖化防止活動推進センターへの支援 ・地域資源を有効に活用し、地球温暖化対策への貢献と農業水利施設の維持管理費の軽減（2地区） ・気候変動影響や適応策に関する情報の収集、提供及び調査研究を実施 ・カーボンニュートラルの普及啓発やカーボンニュートラル地域リーダー育成講座の実施 ・EVの導入促進に向けた支援 ・小水力発電の導入可能性調査の実施

酸性雨	酸性雨の実態把握	・黄砂・酸性雨対策費	・降水及び土壌植生のモニタリング
	大気汚染防止対策の推進	・大気常時観測局管理費 ・大気常時観測局機器整備費	・大気汚染常時観測局の維持管理、機器の整備

水に関わる新たな動きや取組み等について

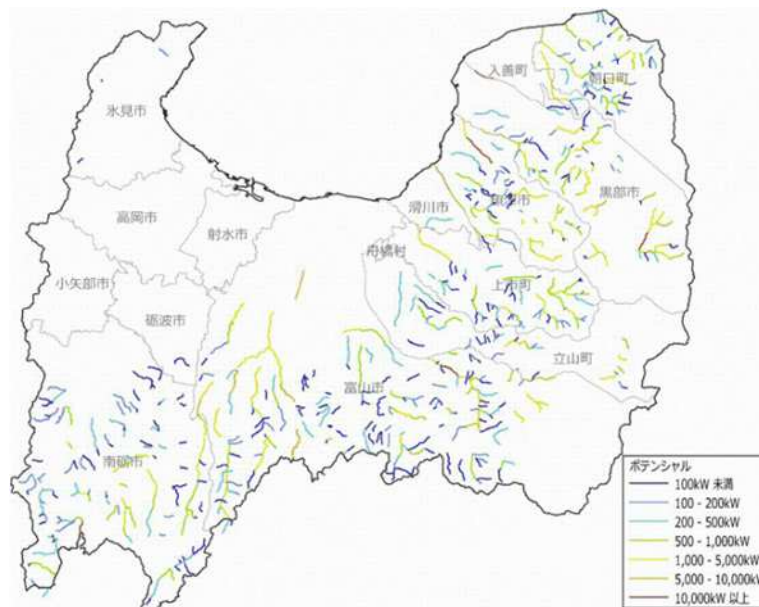
- ①小水力発電導入可能性調査 [カーボンニュートラル推進課] ……P1
- ②富山県における流域治水の取組み [河川課] ……P3
- ③「水の日」「水の週間」関連行事の実施 [県民生活課] ……P7

小水力発電導入可能性調査について

カーボンニュートラル推進課

富山県は、豊富な水資源に恵まれ、中小水力発電の導入ポテンシャルが全国的に大きい地域である。「富山県カーボンニュートラル戦略※」では、その導入ポテンシャルを最大限活かすには、河川や農業用水路等の管理者だけでなく、民間事業者をはじめ、あらゆる主体の参入が必要としている。また、民間事業者等による事業化を促進するため、小水力発電の導入可能性を調査し、その結果を公表することとしている。

県では、令和5年度、民間事業者等による小水力発電の導入拡大を促進するため、河川や農業用水路等を対象に、小水力発電の導入可能性を調査する。



中小水力発電（河川）の導入ポテンシャルの分布図

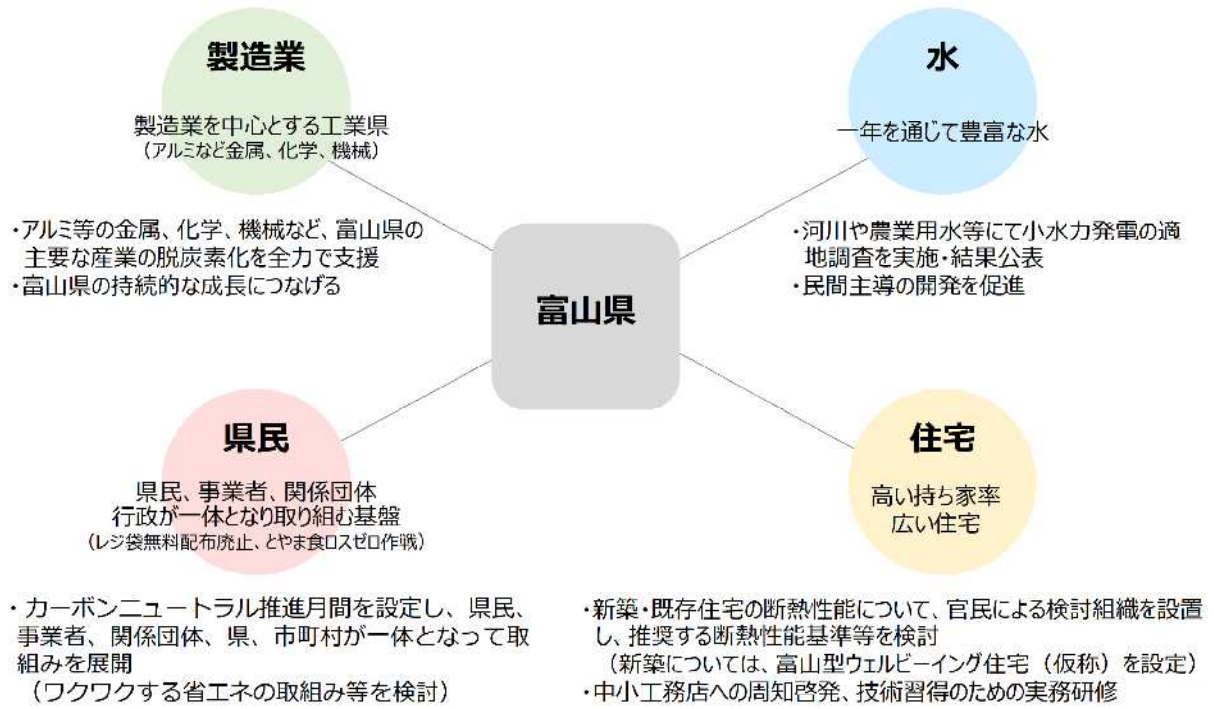
資料：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS]」

※ 県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、適時適切な手段を選択しつつ、富山県のさらなる成長につなげるため、足下から2030年度までに実施すべき取り組みを描くものとして、令和5年3月31日に「富山県カーボンニュートラル戦略」を策定した。

(参考) 富山県HP「富山県カーボンニュートラル戦略」

<https://www.pref.toyama.jp/100223/kensei/carbonneutral/senryaku/index.html>





富山県らしさを踏まえた主な重点施策

「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災の加速

課題

◆ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築することが必要

対応

- ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「**流域治水**」へ**転換**
- ◆ 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「**流域治水プロジェクト**」を示し、**ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速**
- ◆ **戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、「流域治水プロジェクト」を令和2年度中に策定（二級水系は令和3年度に策定）**

全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

◆ 令和元年東日本台風（台風第19号）により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト (概ね5～10年で実施対策)	
		事業費	期間
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	【ハード対策】 河運掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 支川に高層管理型水位計及びカメラの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画策定 等
	阿武隈川下流		
鳴瀬川	青田川	約271億円	【ハード対策】 河運掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転、避難先等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	【ハード対策】 河運掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 高台整備、広域避難計画の策定 等
	蓮沼川		
久野川	久野川	約350億円	【ハード対策】 河運掘削、堤防整備、堤防整備 【ソフト対策】 農地等の保全・有効活用 等
	久野川		
多摩川	多摩川	約191億円	【ハード対策】 河運掘削、堤防整備、堤防整備 【ソフト対策】 下水道整備等のスマート自動化・遠隔操作化 等
	伊豆川		
伊豆川	伊豆川	約1,768億円	【ハード対策】 河運掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 田んぼダムなどの雨水貯留補助確保 マイ・タイムライン策定推進 等
	千曲川		
合計		約5,424億円	

※ 令和2年3月31日 HP公表時点

今後の水害対策の進め方（イメージ）

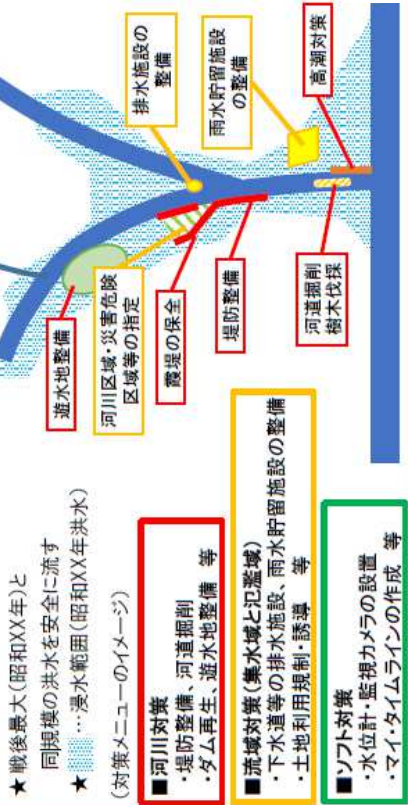
1st
近年、各河川で発生した洪水に対応
・緊急治水対策プロジェクト（甚大な被害が発生した7水系）
・流域治水プロジェクト（全国の二級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化）
※本図はイメージ
気候変動を踏まえた河川整備計画等の長期見直し

2nd
気候変動で激甚化する洪水による破壊的被害を回避
・気候変動適応型水害対策の推進
・治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から、「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に変更し
・将来的降雨量の増大に備えた根本的な治水対策を推進

全国の各河川で「流域治水プロジェクト」を公表

- ◆ 全国の一級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、プロジェクトを策定し、ハード・ソフト一体の事前防災を加速

【イメージ】〇〇川流域治水プロジェクト



「流域治水プロジェクト」とは、さまざまな機関が行う治水のための事業を1つの流域図にプロットし、まとめたもの

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

課題

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。

対応

- ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることよって効果的・効果的な安全度向上を実現する。
- ◆ 併せて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。

氾濫を防ぐための対策
～ハードへの対応～

主にハード整備

（しみこませる）＊
雨水浸透施設（浸透ます等）の整備
→ 国・都道府県・市町村、企業、住民

（ためる）＊
雨水貯留施設の整備、
田んぼやため池等の高度利用
→ 国・都道府県・市町村、企業、住民

ダム、遊水地等の整備・活用
→ 国・都道府県・市町村、利水者

（安全に流す）
河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、
雨水排水施設等の整備
→ 国・都道府県・市町村

（氾濫水を減らす）
堤防強化等
→ 国・都道府県

※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

被害対象を減少させるための対策
～暴露への対応～

主に住み方

（被害範囲を減らす）
土地利用規制、高台まちづくり
→ 国・都道府県・市町村、企業、住民

二線堤等の整備
→ 市町村

（移転する）
リスクが高いエリアからの移転促進
→ 市町村、企業、住民

集水域
都道府県・市町村、
企業、住民

利水者
国・都道府県・市町村、
企業、住民

氾濫域
国・都道府県・市町村、
企業、住民

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策
～脆弱性への対応～

主にソフト対策

（避難態勢を強化する）
ICTを活用した河川情報の充実
浸水想定等の空白地帯の解消
→ 国・都道府県・市町村・企業

（被害を軽減する）
建築規制・建築構造の工夫
→ 市町村、企業、住民

（氾濫水を早く排除する）
排水門の整備、排水ポンプの設置
→ 市町村等

（早期復旧・復興に備える）
BCPの策定、水災害保険の活用
→ 市町村、企業、住民

（支援体制を充実する）
TEC-FORCEの体制強化
→ 国・企業

凡例

河川での対策 集水域での対策 氾濫域での対策

富山県の「流域治水プロジェクト」策定状況

令和2年度末

全国109のすべての一級水系および先行作成の12の二級水系

一級 黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川

二級 上庄川、鴨川 の2水系を策定

令和3年度

引き続き全国で二級水系の流域治水プロジェクトを策定

8月に 黒瀬川、片貝川、中川、上市川、白岩川 の5水系
年度末までに 泉川 を策定

令和4年度以降

策定したプロジェクトの県民への周知

県で作成した流域治水プロジェクトの公表ホームページ

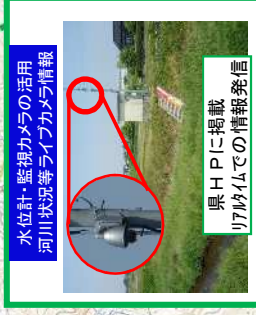
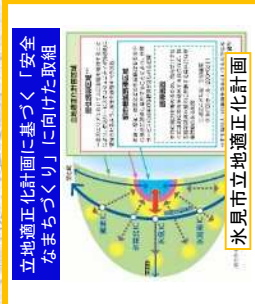
<https://www.pref.toyama.jp/1503/kendodukuri/shinrinkasen/kasen/ryuikichi/sui/ryuikichisui.html>

全国109の全一級水系の流域治水プロジェクト(国土交通省HP)

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/kinkyu_pro/index.html

～山里および市街地の浸水被害解消のための流域治水～

令和元年東日本台風では、全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、上庄川水系においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、甚大な被害を生じさせた平成17年7月洪水と同規模の洪水による家屋浸水被害の解消を図る。



凡例
 浸水範囲(計画規模1/50)
 河川
 流域境

堤防整備(築堤)

- 災害リスクの現地表示 洪水ハザードマップの周知
- 洪水浸水想定区域図の作成
- 避難訓練への住民参加促進
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- 水防安全教育、マイ・タイムラインの普及

できるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河道掘削、堤防整備、橋梁架替等【富山県】
- 桑ノ院池における事前放流等の体制構築、実施等【富山県・氷見市土地改良区】
- 洪水調節施設の検討【富山県】
- 砂防関係施設の整備【富山県】
- 森林整備・治山対策【富山水源林整備事務所・富山県】
- 雨水貯留施設の整備(開発行為における調整池など)【開発事業者】等

被害対象を減少させるための対策

- 立地適正化計画に基づく「安全なまちづくり」に向けた取組【氷見市】等
- 被災指針策定など

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 災害リスクの現地表示、洪水ハザードマップの周知、浸水実績の周知【富山県・氷見市】
- 洪水浸水想定区域図の作成【富山県・氷見市】
- 避難訓練への住民参加促進及び住民参加【氷見市・住民】
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進【富山県・氷見市】
- 水防安全教育(出前講座の活用)、マイ・タイムラインの普及及び作成【富山県・氷見市・住民】
- 災害情報普及支援、浸水被害軽減対策【富山県・氷見市】
- 水位計・監視カメラの活用【富山県】
- 事業継続力強化計画の策定促進【富山県】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

「水の日」「水の週間」関連行事の実施について

県民生活課

平成26年3月に成立した水循環基本法では、8月1日が「水の日」と定められ、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるため、国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならないとされている。

県では、今年度、以下の事業を実施している。

1 第39回富山県中学生水の作文コンクール

本県の次代を担う中学生に、水に対する関心を高め、理解を深めていただくことを目的に毎年募集しているもので、応募総数336編（応募学校数3校）の中から優秀賞3編、入選5編を決定し、8月3日（木）に表彰式を開催予定。

（うち1編は全国コンクールにおいても入賞）



（昨年の受賞式の様子）

2 「水の日」「水の週間」ブルーライトアップ

本年度は、「水の日」に加え、「水の週間」の期間内（8月1日～7日）に、より多くの人に「水の大切さ」や「健全な水循環」について考えていただくため、富岩運河環水公園を、「水」を連想させるブルーにライトアップします（全国117箇所）。



（昨年のライトアップの様子）

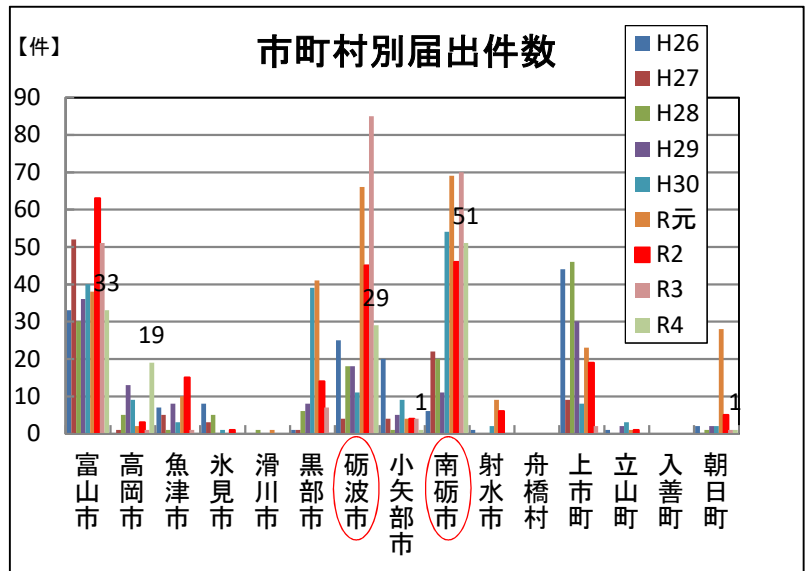
水源地域保全条例に基づく届出状況

- 水源地域保全条例に基づく土地取引の事前届出制は、平成25年10月1日から施行されており、令和3年度までに、1,507件 5,688,795㎡、令和4年度は、134件 154,646㎡の届出がありました。
- 令和4年度は、送電線の設置・保全を目的としたもの等が、100件 93,585㎡、5年度については、6月末現在で6件、98,419㎡が届出されています。
- 今後とも、市町村と連携し、届出者等への助言・指導を徹底するとともに、事前届出制の適切な運用に努めてまいります。

◎年平均：164件 584,000㎡程度

1 市町村別届出件数

土地の所在市町村別に見ると、指定面積が最も大きい富山市のほか、送電線工事が行われていた南砺市、砺波市の届出数が多くなっている。

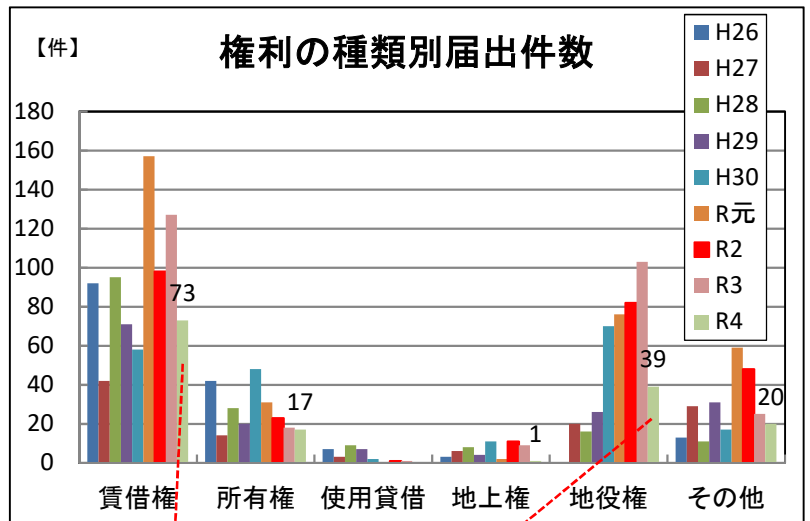


2 権利の種類別届出件数

権利の種類別に見ると、各年度ともに賃借権の設定が最も多い。

賃借権の設定は、電気事業者が送電鉄塔の建替や送電線張替等の工事用地として土地を借り上げるために設定されているものが大半である。

また、送電線下の地役権設定も多い。

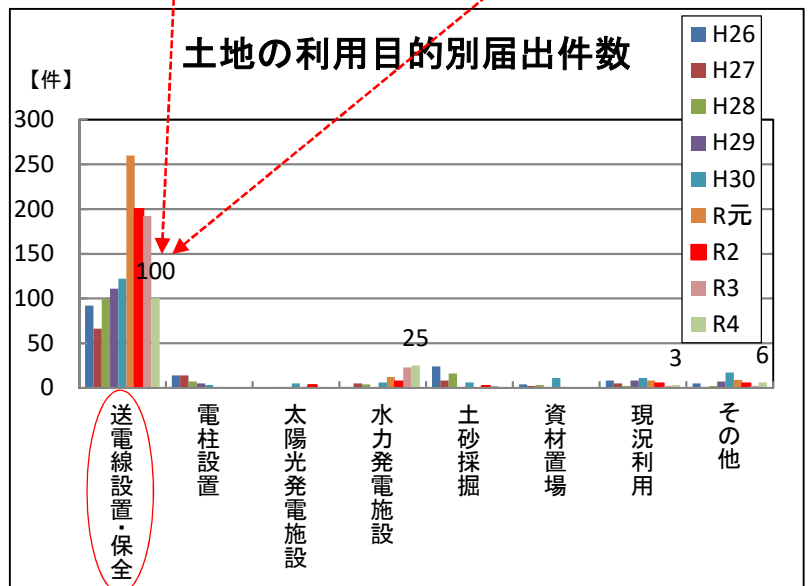


※1件の届出に複数の筆、権利がある場合があるため、件数に重複がある。

3 土地の利用目的別届出件数

土地の利用目的別にみると、送電線路の設置、保守にかかる届出が最も多かった。

また、水力発電施設の工事や調査に伴う届出が増加した。



水源地域保全条例の概要

1. 水源地域保全条例の目的

この条例は、水源地域を保全するために必要な県及び土地所有者等の責務や、県民や事業者の役割を明らかにするとともに、水源地域において適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、本県の豊かで清らかな水資源の維持保全と安全で安心な県民生活の実現に寄与することを目的としています。

水源地域とは……

水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域のことをいいます。



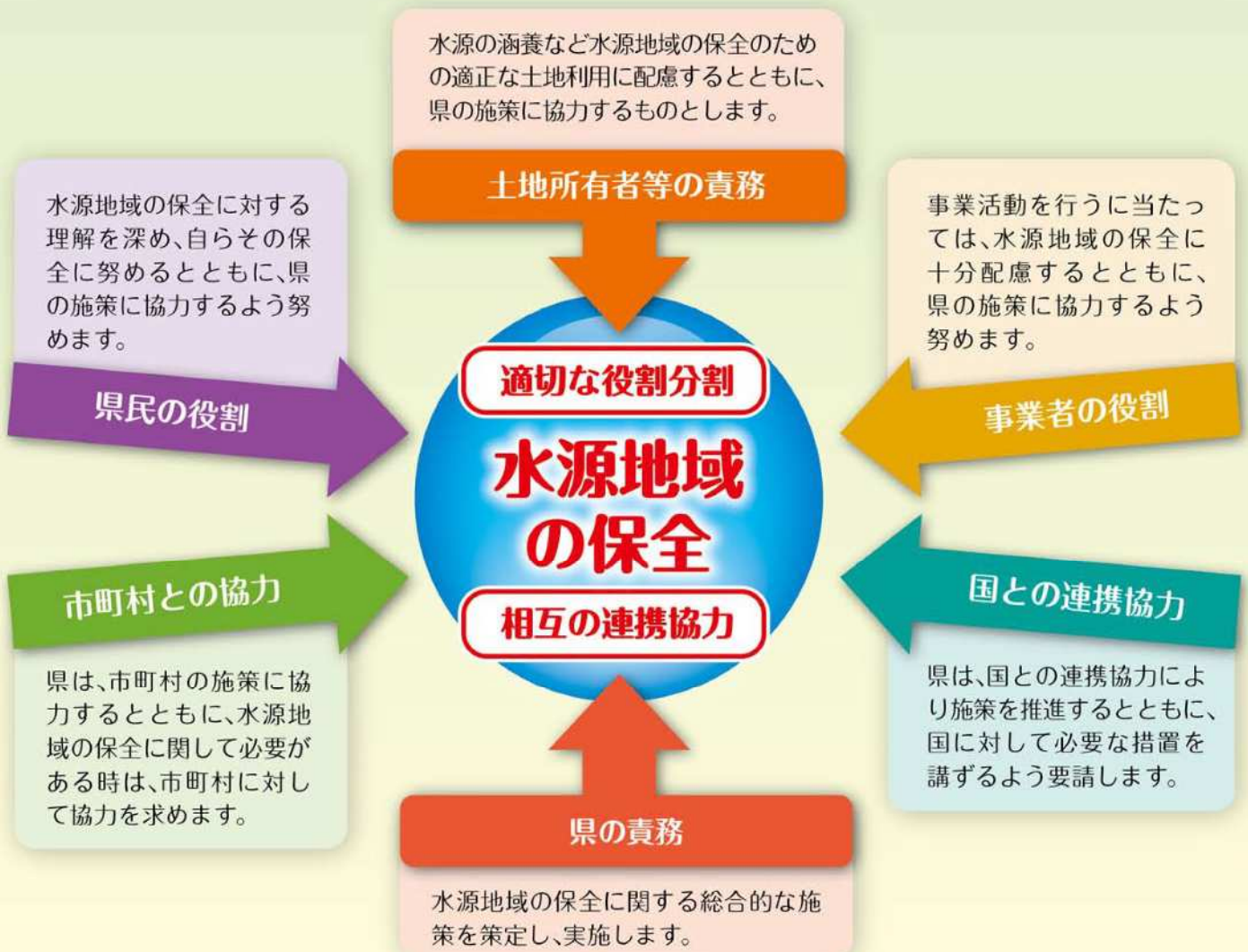
土地所有者等とは……

水源地域内の土地について、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する方のことをいいます。

2. 基本理念

- 水源地域の保全は、自然環境などに配慮しながら、それぞれの地域の特性に応じて推進されなければなりません。
- 水源地域の保全は、行政や土地所有者等、県民及び事業者のみなさんの適正な役割分担と連携・協力により推進されなければなりません。

3. 関係者の責務や役割



4. 基本指針の策定

水源地域における適正な土地利用の確保に関する基本的な指針を策定します。なお、基本指針は、以下の事項について定めます。

- ① 水源地域に関する基本的事項
- ② 水源地域の指定に関する事項
- ③ 水源地域において土地所有者等が適正な土地利用を確保するために配慮すべき事項 など

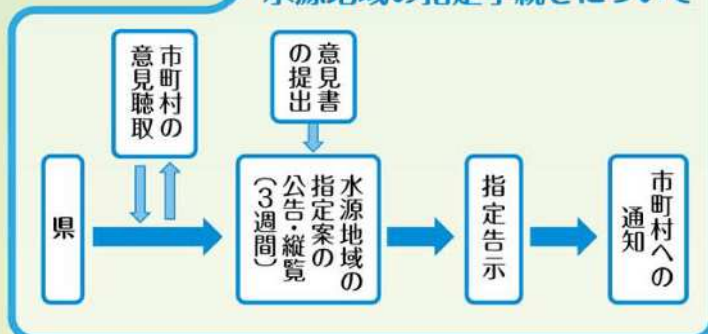


5. 水源地域の指定

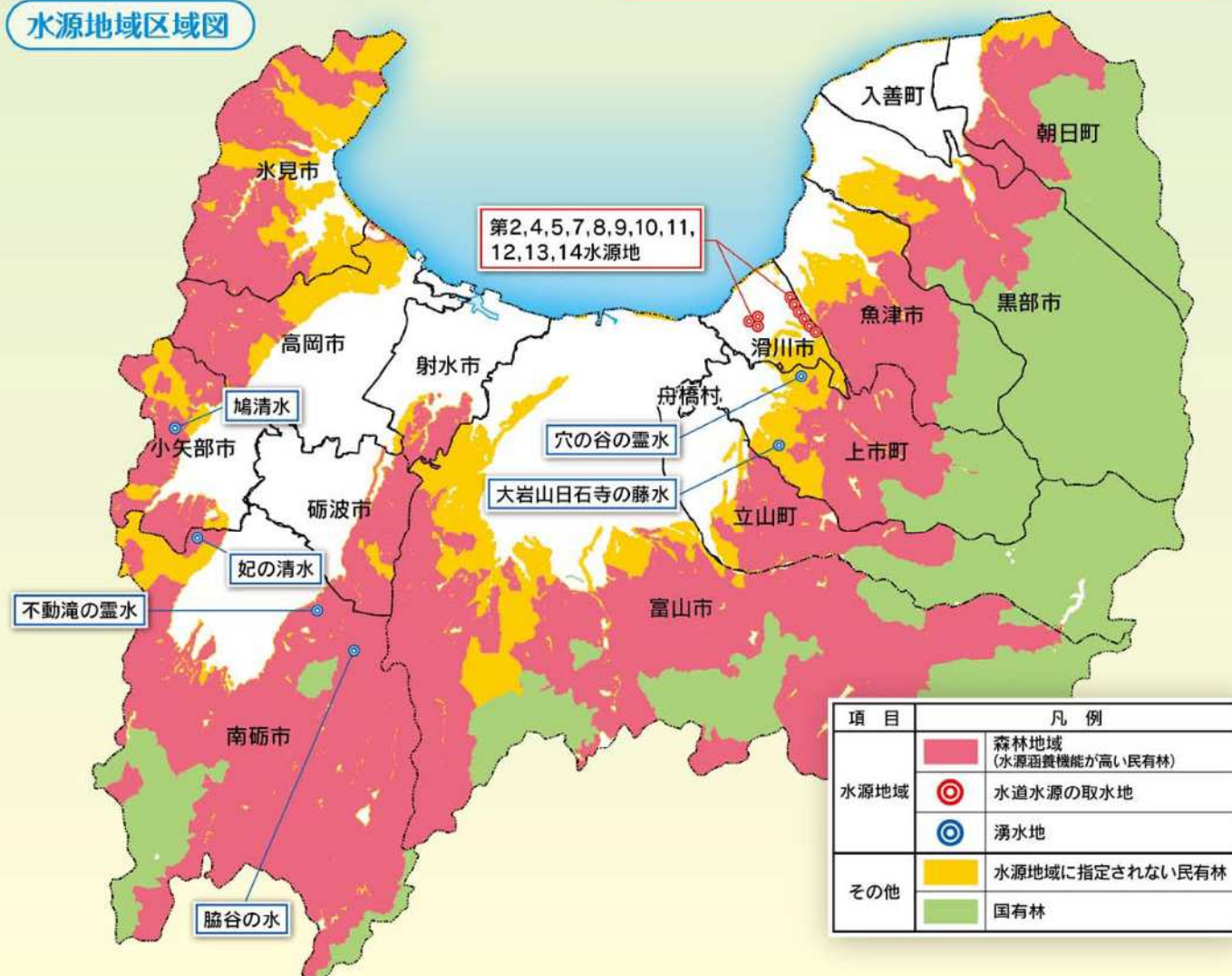
県は、以下の地域のうち、水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域を、水源地域として指定することができます。

- ① 森林の存する地域
- ② 公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の地域
- ③ その他水資源を保全するため必要と認められる地域（湧水地など）

水源地域の指定手続きについて



水源地域区域図



6. 水源地域内における土地取引の事前届出

水源地域内の土地について、売買などの取引を行うおとすときは、その旨を県に届け出なければなりません。

(ただし、森林地域以外で取引の面積が300平方メートル以下の場合や、取引の相手方が国、地方公共団体又は(公社)富山県農林水産公社の場合は、届出不要です。)



届出が必要なき

土地に関する権利*の移転又は設定をする売買、交換、贈与などの契約を締結しようとするとき。(相続は対象となりません。)

*「土地に関する権利」とは、所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権及びこれらの権利の取得を目的とする権利(予約完結権、買戻権等)をいいます。

届出者

水源地域内の土地所有者など土地に関する権利を有する者(売主等)

届出期限

契約締結予定日の6週間前まで

届出先

生活環境文化部 県民生活課 水雪土地対策班 又は
届出の対象となる土地を所管する農林振興センター 企画振興課へ

※郵送の場合は、県民生活課 水雪土地対策班へ

7. 指導・助言

届出を受けた県は、必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴取したうえで、届出者に対して指導・助言を行うことがあります。この指導・助言を受けた届出者は、取引の相手方(買主等)に、その内容を伝達しなければなりません。

8. 報告の徴収及び立入調査

県は必要に応じて、届出者に対して、報告または資料の提出を求めることや、当該届出に係る土地に立ち入り、関係者に質問を行うことがあります。

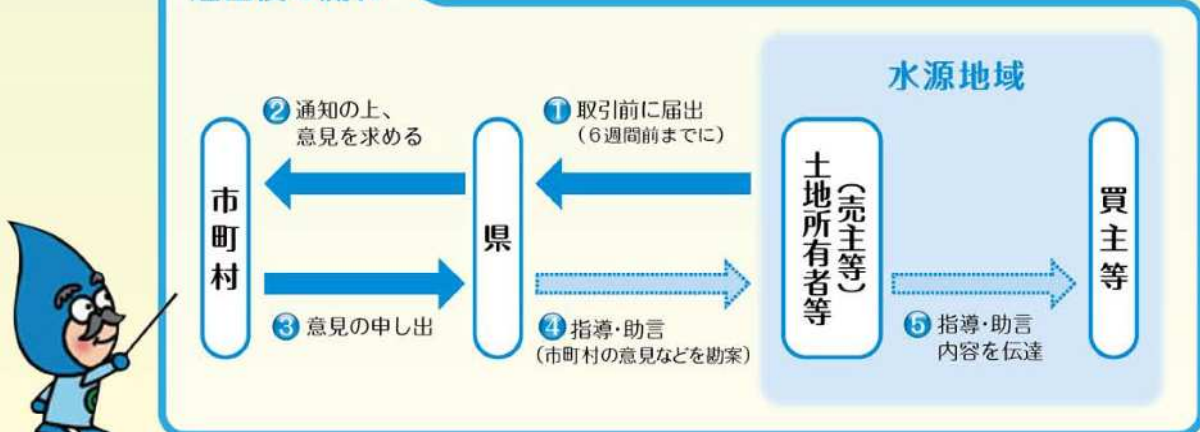
9. 勧告・公表及び過料

無届または虚偽の届出、報告や資料の提出または立入調査を拒否するなどの場合は、必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。また、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することがあります。さらに、5万円以下の過料を科すことがあります。

10. 施行

この条例は、平成25年4月1日から(「6. 水源地域内における土地取引の事前届出」以降の規定は、同年10月1日から)施行しています。

届出後の流れ



県生第 128 号
令和 5 年 6 月 8 日

各市町
森林計画担当課長 様

富山県生活環境文化部県民生活課長

県水源地域保全条例に基づく届出の確認等について（依頼）

日頃より水資源・水循環施策への御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 10 月 1 日より富山県水源地域保全条例（平成 25 年富山県条例第 12 号）に基づく水源地域における土地取引の事前届出制が施行され、水源地域内の土地について、売買等の取引を行う場合には、その旨を県に届け出なければならないこととされています。（以下「事前届出制」という。）

事前届出制は、水源地域における土地取引を事前に把握し、必要に応じて適正な土地利用を図るよう指導・助言を行うために必要な措置となっています。

しかしながら、県民等に対する同制度の周知不足などの理由により、すべての土地取引が届出されていないものが散見されるなど、本制度の趣旨が必ずしも徹底されていない場合が見受けられます。

つきましては、水源地域における適正な土地利用の確保を図るためには、市町の森林計画部局や開発許可部局等とも連携して取組むことが重要であることから、貴市町へ別添指定地域（大字）に係る森林の土地の所有者届出があった際（相続によるものを除く）には、本条例に基づく届出有無について確認、未届の場合には、届出を呼びかけていただきますようお願いいたします。

事務担当：県民生活課 水雪土地対策班 大野 TEL：(076)444-3126(直通)、FAX：(076)444-3477 E-mail：toshikatsu.ono@pref.toyama.lg.jp

水循環基本計画の一部見直しについて

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和4年6月21日

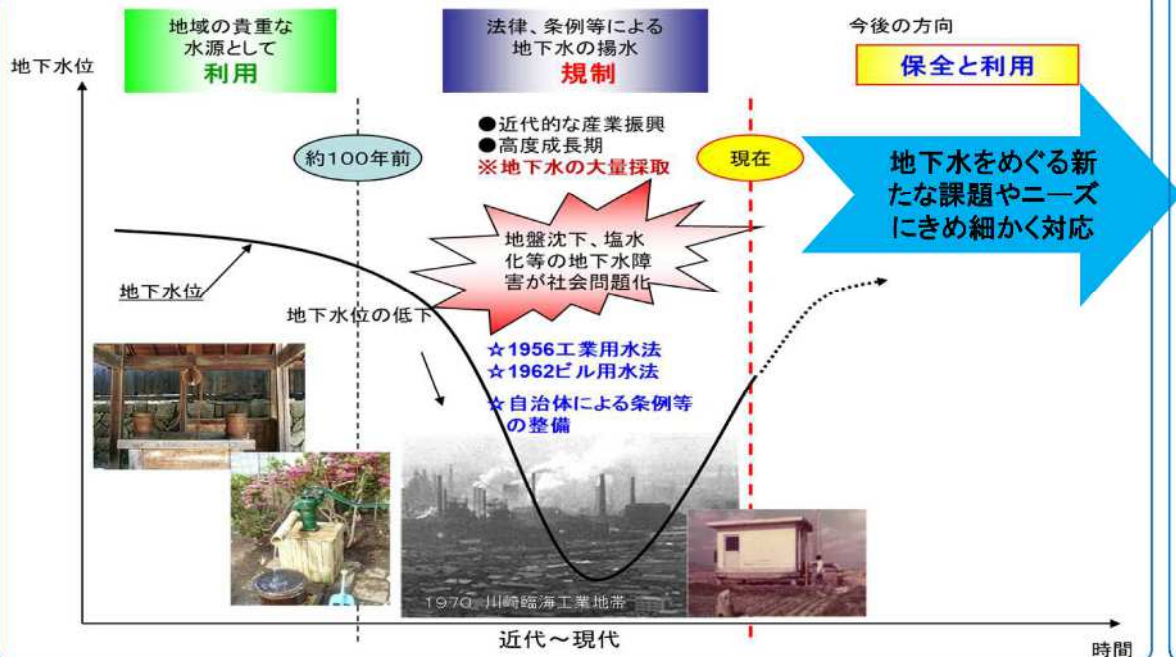


水循環ロゴマーク

背景（水循環基本法の改正）

地下水問題の経緯

地下水の過剰採取により生じた大規模な地盤沈下は、法律、条例等による採取規制などにより沈静化



地下水をめぐる新たな動向

依然として続く課題

広域的な地盤沈下や地下水の枯渇等は沈静化してきたものの、依然として、過剰な地下水利用や地下水汚染など地下水に係る課題は発生



湧水の干上がり 出典) 大野市

地下水(観光地、特産品)の維持・復活

湧水を観光資源としている地域における地下水の維持・復活



「名野水」のボトルドウォーター、「名野水」の店舗での掲示

出典：一般社団法人大野市観光協会HP

地方公共団体が抱える課題

1. 制限を新設・強化しようとする際に根拠となる地下水の挙動の解明や水収支等の把握が難しい
2. 合意形成のための地下水に関する協議会の設置や条例の制定・改正等の取組を進める意向はあっても、情報・ノウハウがなく、地域での合意形成やルールづくりが進まない

<改正のポイント>

水循環基本法の改正(令和3年6月)

○責務に関する規定の整備

国・地方公共団体の責務に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれること及び事業者・国民の責務として、当該施策への協力が含まれることを明確化。

○基本的施策に「地下水の適正な保全及び利用」に関する規定の追加

地下水マネジメント(※)を推進するため、国及び地方公共団体は、以下①～③その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨の規定を追加。

- ①地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表、保管
- ②地下水の保全及び利用に関する協議会の設置
- ③地下水の採取の制限

改正法の衆参国土交通委員会の審議過程において、以下の内容を含む決議が付された。
法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

(※) 地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、かん養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施する取組

水循環基本計画の一部見直しについて（ポイント・概要）

見直しのポイント

- ❑ 改正は、現行の計画期間内（R2～R6）での一部改正。
- ❑ 令和3年6月の水循環基本法改正の趣旨に沿い、現行の計画に記載されている地下水に関する事項の項目を立てて位置付け、地下水に関する総合的な計画として提示。
- ❑ 現行計画の策定後に進んだ取組についても記載。

見直しの概要

総論及び第1部（基本的な方針）

- ・ 関係箇所¹に地下水に関する記述を追加・修正
- ・ 地下水マネジメントをより推進するため、「地下水の適正な保全及び利用」を流域マネジメントの一環として重点的に取り組む内容に位置付け。

第2部（政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）

- ・ 「地下水の適正な保全及び利用」の項目を新設
- ・ 法律の条文に沿って施策を記載

「地下水の適正な保全及び利用」の構成

- 総論 → 地下水マネジメント推進プラットフォームの設立等
- (1) 地下水に関する情報の収集、整理分析、公表及び保存
→ 地下水データベースの構築等
 - (2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用
 - (3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置

第3部（水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項）

- ・ 法改正を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務に関する記述を追加・修正

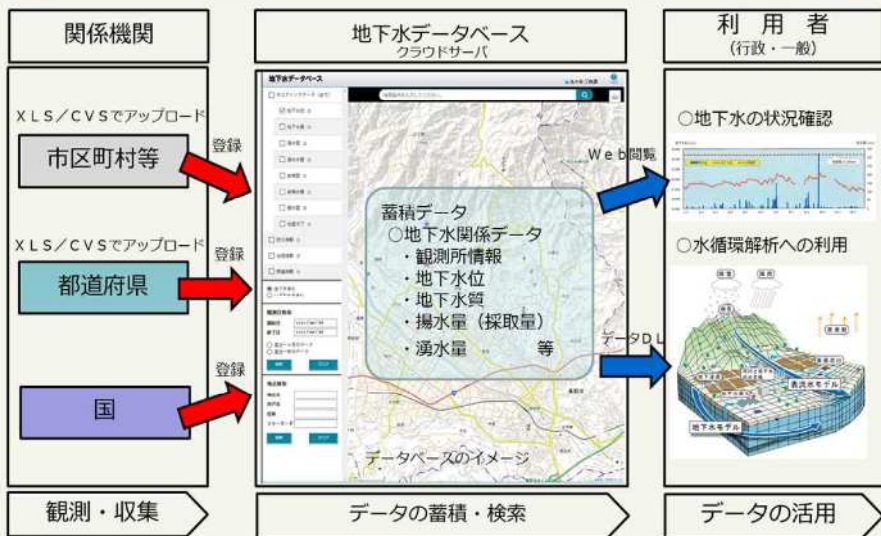
現行計画の策定後に取組が進んだ内容（再生可能エネルギー・流域治水）

- ・ 前回の水循環基本計画の改定以降に進んだ以下の取組について記述を追加・修正
 1. 「2050年カーボンニュートラル」を踏まえた、水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進
 2. 流域治水関連法の全面施行（令和3年11月）を踏まえた取組推進

水循環基本計画の一部見直しの主な内容

1. 地下水マネジメントを一層推進するための主な取組（今回新たに計画に盛り込んだもの）

地下水データベースの構築・普及・活用



それぞれの地域における地下水の現況や課題の把握を支援し、地域における地下水マネジメントへの取組を促す。

地下水マネジメント推進プラットフォームの設立・運用

地下水マネジメント推進プラットフォーム

条例づくりや地下水解析等のノウハウ蓄積

《ポータルサイトの開設》 《アドバイザー制度の創設》 《セミナー開催等による普及啓発》

活動内容

会員

関係省庁

地下水保全の施策・取組

事業者

(企業・NPO等)
技術・資金・人材面の協力

大学・研究機関

(SIP、学会等含む)
地下水解析等のノウハウの提供

先進地方公共団体

・関係団体
(協議会等)

先進的な取組事例の提供
地下水保全に関するアドバイス

相談

支援

地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体

地域の課題に対応した条例づくりや地下水の解析などに取り組もうとする全国の地方公共団体を支援する。

- 「災害時地下水利用システム」の活用等による地下水の実態解明に関する調査研究の推進
- 地下水協議会の運営にあたっての土地利用等の関係者との相互連携
- 条例作成に関する有効な情報の提供
- 地下水に関する広報・普及啓発
- 硝酸性窒素等による地下水汚染が発生した地域における窒素負荷軽減のための取組の推進
- 脱炭素に資する地中熱利用（地下水熱利用）の推進 等

- ◎水循環基本法の一部改正案に対する決議（※）
 - 地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集約し相互利用する地下水データベースの構築を推進すること
 - 地方公共団体の条例策定等に関し必要な助言等の支援を行うこと

（※）関連する箇所の概要

2. 取組が進み見直した主な内容

＜水循環施策における再生可能エネルギーの導入促進＞

「地球温暖化対策計画」等を踏まえ、水循環に関連する様々な再生可能エネルギーの導入を推進

＜流域治水＞

令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の趣旨や、流域治水が水循環政策の一部を構成するものであることを踏まえ、記載を適正化

とやま21世紀水ビジョンの概要

序論 水ビジョンの策定

策定の趣旨

- 本県が豊かな水の恵みを受けられることとなったのは先人たちの努力の賜物であり、今後ともふるさとの貴重な財産として県民全体で守り育てることが大切
- 21世紀は「水の世紀」と言われ、水施策の総合的な推進が重要な課題
- 「天然の円形劇場」ともいわれる本県は、ほぼ独立した水循環系を有しており、水ビジョンの推進により健全な水循環系の構築においてモデル県をめざす

水ビジョンの役割

- 水に関わる各種施策を総合的、横断的に推進するための指針
- 健全な水循環系の構築に向けて各主体が取り組む際の指針
- 流域ごとの水循環系を健全に保つために、関係者が連携して活動する際の行動の指針（水循環基本法に基づく流域水循環計画としての役割）

第1編 水を取り巻く環境

富山県の現状と動向

- 降水量が多く植生自然度は本州一位で緑豊かな自然を育む
- 山々に降る大量の雪や典型的な扇状地が豊富な水を育む
- 良質な水と安価な電力に支えられ、日本海側屈指の産業集積
- 清らかな水が、おいしい米やお酒、飲料水等の地場産品を育成
- 主要7河川に46のダムを設置するなど、水資源開発はほぼ終了
- 水源地域保全条例により水源地における適切な土地利用を確保
- 冬期間の地下水位低下が発生
- 気温上昇による大雨による災害や水不足などのリスク増大が予測される

水を取り巻く社会の変化

- 水循環基本法の制定
- 地球的規模の水問題の進行（水不足、地球温暖化、酸性雨）
- 水に触れる機会の減少と水文化の衰退

第2編 新たな展望

将来像

恵みの水が美しく循環する「水の王国とやま」

基本目標

- 豊かな水を活かし健全な水循環系の構築をめざす
- 地域に根ざした水文化・産業を継承し発展させる
- 未来を展望し地球規模の水問題にとりくむ

施策の展開（各施策共通）

5つの施策の展開方向

- 施策展開の考え方
「人づくり」
「地域づくり」
「仕組みづくり」の視点
- 流域ごとの特色に配慮
- SDGsとの関連に配慮

基本理念

- 水は、大気と陸地、海洋の間を循環して、繰り返し利用される資源である。
- 水は、上流から下流に及ぶ広域的で公共性の高い資源である。
- 水は、巨大なエネルギーを持った存在である。
- 水は、ふるさとの大地や自然、生命、文化の創造主である。
- 水は、時代や国境を越えて受け継がれる財産である。

第3編 第1章 健全な水循環系の構築

「蓄え・はくむ」 水源対策

- 森林の保全
 - 健全で機能の高い森づくり
 - 森林等の適正な保全と管理
- 水源山地等の保全
 - 治山・砂防事業の計画的な推進
 - 流域一貫の総合的な土砂の流出対策
 - 棚田等の保全
- 地下水の保全と涵養
 - 地下水の保全と適正利用
 - 冬期間の地下水位低下対策
 - 地下水の涵養
 - 湧水の保全管理

「安全を高め・うまく使う」 治水・利水対策

- 治水対策の推進
 - 計画的な治水対策の推進
 - 各種治水事業の推進
 - 都市型水害の浸水対策の推進
 - 防災体制の強化
- 利水対策の推進
 - 水資源の適正な管理と利用
 - 水の有効利用と節水
 - 水の多面的活用
- 用途間転用の推進
 - 利水に関する情報交換の推進
 - ダムの再開発
 - 水利用の適正な管理

「きれいに保ち・親しむ」 水環境対策

- 水質汚濁の防止
 - 発生源対策等の推進
 - 未然防止対策の推進
 - 公共用水域の水質常時監視体制の充実
- 汚水処理の促進と再利用
 - 地域の実情に即した汚水処理施設の整備
 - 汚水処理施設の適正管理
 - 処理水等の有効利活用
- 水環境の保全と利用の調和
 - 生態系に配慮した河川、水辺の再生
 - 環境用水の確保と地域用水機能の活用
 - 水辺景観・親水機能の保全と整備
 - 水辺の安全・安心確保と適正管理

第3編 第2章 「伝え・はばたく」 水を活かした文化・産業の発展

- 水に関する歴史風土と水文化の継承
 - 治水・利水文化の継承
 - 伝統的産業における水文化の継承・発展
 - 暮らしの中の水文化の啓発
- 水を活かした産業の振興
 - 名水の保全と利用
 - 深層水の利活用
 - 水を利用した産業の展開
 - 観光の振興
- 水を通じた交流と連携
 - 地域の交流、連携の推進
 - ボランティア活動の推進
 - 水文化を通しての海外交流
- 水環境学習の推進
 - 学習・観察の機会の提供
 - 水環境や水文化に関する調査と情報発信

第3編 第3章 「未来をのぞみ・備える」 地球規模の水問題へのとりくみ

- 地球温暖化
 - 地球温暖化対策の推進
 - 森林吸収源対策の推進
- 酸性雨
 - 酸性雨の実態把握
 - 大気汚染防止対策の推進
- 異常気象等による水危機
 - 異常気象に関する情報収集と対策の推進
 - 異常渇水対策の推進
 - 震災等対策の推進
- 仮想水問題
 - 水の海外依存の改善
 - 世界的な水問題への協力

安心とやま ～健康で快適に、安全で「安心」して暮らせる県づくり～

第3編 第4章 実現目標

「水の王国とやま」の実現目標

基本目標を達成するため、2026年度を目標年度とする主要な目標指標を設定する。

- 森林整備延べ面積、②地下水揚水量の適正確保率、③河川整備延長、④小水力発電の整備箇所、⑤土砂災害危険箇所の整備箇所数、⑥水道水の満足度、⑦水質環境基準の達成率、⑧汚水処理人口普及率、⑨水文化に関する活動に取り組んでいる団体数、⑩農村環境保全活動に取り組む集落数、⑪水に関する生活の知恵や使い方に古くからのものが残っていると思う人の割合、⑫大気環境基準の達成率、⑬節水を心がけている人の割合、⑭農業産出額

第4編 施策展開の基本姿勢

施策展開の基本姿勢

- 水循環に関する情報ネットワークの構築
- 推進体制
- 県民の参画と協働
- 進行管理

とやま21世紀水ビジョン

恵みの水が美しく循環する“水の王国とやま”



水ビジョンの役割

- ・本県の豊かで清らかな水を未来に残すため、水に関わる各種施策を総合的、横断的に推進するための指針であり、
- ・また、今日の水に関する諸課題に対しては、県や市町村のみならず、県民、事業者等の各主体が連携・協力しながら取り組む必要があることから、健全な水循環系の構築に向けて各主体が取り組む際の指針
- ・さらには、流域ごとの水循環系を健全に保つために、関係者が連携して活動する際の行動の指針となるものです。

— 概要版 —

平成31年3月

第1編 水を取り巻く環境

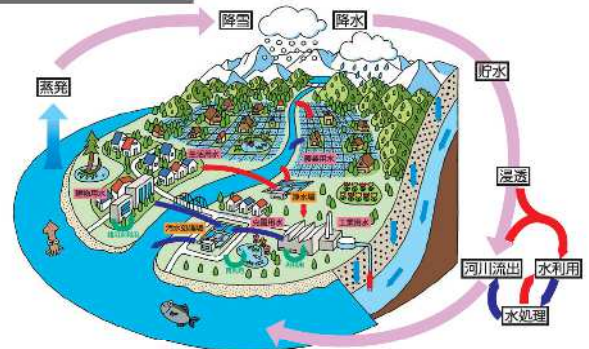
富山県の現状と動向

- 立山連峰をはじめとする山々に降る大量の雨と雪は、緑豊かな自然を育てるとともに、多数の急流河川が創る典型的な扇状地が豊富な地下水を育んでいます。
- 良質な水と水力発電による安価な電力が、おいしい米やお酒などの地場産品の育成や日本海側屈指の産業集積を支えています。
- 水利用の約9割を農業用水が占めており、扇状地平野に農業用水路が網の目状に整備されています。
- 主要7河川に46のダムを設置するなど、水資源開発はほぼ終了しました。
- 富山湾は、生物多様性が高いほか、蜃気楼や埋没林などの珍しい現象や貴重な資源にも富んでおり、その雄大な景色が評価され、「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が承認されました。
- 富山県水源地域保全条例を制定し、水源地における適正な土地利用の確保に努めています。
- ゲリラ豪雨の増加などによる都市型水害や局所的浸水被害が増加しており、温暖化によるさらなるリスクの増加が懸念されています。
- 冬期間の地下水位低下が発生しています。

水を取り巻く社会の変化

- 世界的な人口の増加などにより、多くの国で水不足が発生しています。
- 地球温暖化や酸性雨などの地球的規模の水問題が進行しています。
- 小水力発電などの再生可能エネルギーへの注目が高まっています。
- 全国的に、利用目的不明の森林買収事例が増加しています。
- 水に触れる機会の減少や水文化の衰退が危惧されています。

健全な水循環系の構築



第2編 新たな展望

将来像

恵みの水が美しく循環する“水の王国とやま”

基本目標

- ① 豊かな水を活かし健全な水循環系の構築をめざします。
- ② 地域に根ざした水文化・産業を継承し発展させます。
- ③ 未来を展望し地球的規模の水問題にとりくみます。



黒部川扇状地
写真提供:(公社)とやま観光推進機構

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



SDGsゴール

施策の展開にあたり配慮すべき事項

- 人づくり、地域づくり、仕組みづくりの推進
- 流域ごとの特色や課題
- SDGs(持続可能な開発目標)との関連

第1章 健全な水循環系の構築

I. 水源対策（蓄え・はぐくむ）

1 森林の保全

施策の基本方向

森林の整備及び保全にあたっては、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを推進するとともに、「富山県水源地域保全条例」に基づき、水源地域の無秩序な開発を未然に防止します。

施策の推進方向

- ①健全で機能の高い森づくり
 - ・多様な森づくりの推進
 - ・県民参加による森づくりの推進
- ②森林の適正な保全と管理
 - ・保安林機能の充実と公益的機能の確保
 - ・森林の公益的機能評価手法等の確立
 - ・水源地域保全条例の遵守



花とみどりの少年団の森林体験学習

2 水源山地等の保全

施策の基本方向

利水・治水施設の長期的な機能維持、水源地域の治山・砂防事業を推進し、棚田等の保全に努めます。

施策の推進方向

- ①治山・砂防事業の計画的な推進
- ②流域一貫の総合的な土砂の流出対策
- ③棚田等の保全



スリット型治山施設(谷止工)

3 地下水の保全と涵養

施策の基本方向

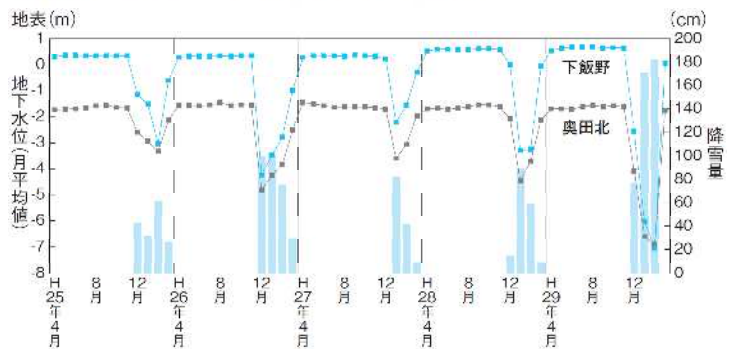
豊富で良質な地下水を将来にわたって利用していくため、県民、事業者及び行政が一体となって各種の地下水の保全と涵養の施策を推進します。

施策の推進方向

- ①地下水の保全と適正利用
- ②冬期間の地下水位低下対策
- ③地下水の涵養
- ④湧水の保全管理



富山地域の地下水位の変化(平成25年～平成29年)



環境保全課資料



水田を活用した地下水涵養

実現目標

目標指標	現況(H29)	目標(R8)
① 森林整備延べ面積	35,807ha	46,607ha
② 地下水揚水量の適正確保率	100%	100%

Ⅱ. 治水・利水対策(安全を高め・うまく使う)

1 治水対策の推進

施策の基本方向

河川改修などの治水対策とともに、集中豪雨や都市型水害の緊急浸水対策、浸透・貯留施設の整備を推進します。また、リアルタイムでの情報提供や、避難訓練、防災教育の実施等のソフト施策を推進するとともに、河川管理施設の適切な維持管理、長寿命化対策を行います。

施策の推進方向

①計画的な治水対策の推進

②各種治水事業の推進

- ・大河川の治水事業
- ・ダム事業
- ・中小河川の治水事業
- ・内水等対策事業

③都市型水害の浸水対策の推進

- ・市町村の緊急浸水対策計画の推進
- ・浸透・貯留施設の整備の強化
- ・地下空間への浸水対応の確立
- ・大規模開発への対応

④防災体制の強化

- ・ハザードマップによる浸水想定区域等の情報提供
- ・水害情報の収集・伝達システムの確立
- ・地域水防力の強化と防災意識の向上



水防訓練

実現目標

目標指標	現況(H29)	目標(R8)
③ 河川整備延長	420.8km	428km
④ 小水力発電の整備箇所数	42箇所	60箇所
⑤ 土砂災害危険箇所の整備箇所数	613箇所	670箇所
⑥ 水道水の満足度	84.5%(H30)	90%以上

2 利水対策の推進

施策の基本方向

水源の適正な管理と利用を推進するとともに、水の有効利用や雨水の利用など、節水に努めます。

水道水の安定供給、小水力発電の推進など水の多面的活用について環境に配慮しながら推進します。

施設の適切な管理により、用水供給の維持、地域の安全確保を図ります。

施策の推進方向

①水資源の適正な管理と利用

- ・多様な森づくりの推進
- ・県民参加による森づくりの推進

②水の有効利用や節水

- ・生活用水
- ・工業用水
- ・農業用水
- ・克雪用水
- ・建物用水
- ・雑用水利用

③水の多面的活用

- ・小水力発電の推進
- ・熱エネルギーの利用



浦山新発電所



上百瀬発電所

3 用途間転用の推進

施策の基本方向

既存ダムの再開発など、用途間転用により適正かつ合理的な水利用の促進に努めるとともに、水利用の適正管理を行います。

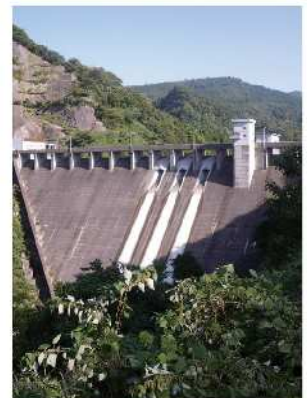
施策の推進方向

①利水に関する情報交換の推進

②ダムの再開発

- ・ダム容量の見直し等
- ・ダムの弾力的管理・運用

③水利用の適正な管理



熊野川ダム

Ⅲ. 水環境対策(きれいに保ち・親しむ)

1 水質汚濁の防止

施策の基本方向

生活系、産業系の排水対策や有害物質等による汚染の未然防止対策を推進し、公共用水域の水質保全に努めます。

施策の推進方向

①発生源対策等の推進

- ・生活系排水対策
- ・産業系排水対策
- ・面源負荷対策
- ・河川等の浄化対策

②未然防止対策の推進

- ・環境影響評価の実施
- ・化学物質等の適正管理の推進
- ・隣県との連携の強化

③公共用水域の水質常時監視体制の充実

- ・PRTR制度の活用
- ・有害化学物質の調査
- ・水生生物保全環境基準の類型指定及び水質監視



上中島浄化センター

2 汚水処理の促進と再利用

施策の基本方向

地域の実情に即した効率的な汚水処理を促進し、健康かつ快適で安全な生活環境の確保を図ります。

また、処理水等の有効利活用を図ります。

施策の推進方向

①地域の実情に即した汚水処理施設の整備

- ・市街地の下水道整備
- ・農村・漁村地域の下水道等整備
- ・浄化槽等による汚水処理システムの整備

②汚水処理施設の適正管理

- ・下水道等への早期接続(水洗化率向上等)
- ・汚水処理施設の管理
- ・隣県との連携の強化

③処理水等の有効利活用

- ・処理水の再利用
- ・未利用エネルギー活用の推進
- ・汚泥の有効利用



神通川左岸浄化センター

3 水環境の保全と利用の調和

施策の基本方向

河川・水辺の再生や環境用水の確保に努め、水環境の保全と利用の調和を図り、農業用水が有する地域用水機能の保全と利活用を図ります。

地域が一体となり「自然豊かな美しい水辺景観」を保全していく体制が構築できるよう支援します。

施策の推進方向

①生態系に配慮した河川、水辺の再生

- ・多自然川づくりの推進
- ・県民参加による川づくりの推進
- ・横断構造物等の影響の低減
- ・外来種対策の推進

②環境用水の確保と地域用水機能の活用

③水辺景観・親水機能の保全と整備

- ・河川
- ・都市水路等
- ・農業用水路
- ・親水型公園

④水辺の安全・安心確保と適正管理

- ・安全対策の推進
- ・管理体制の整備
- ・河川ごみ対策の推進
- ・海岸漂着物対策の推進



多自然川づくり



河川愛護ボランティア



水辺空間の活用

実現目標

目標指標	現況(H29)	目標(R8)
⑦ 水質環境基準の達成率	100%	100%
⑧ 汚水処理人口普及率	97%	99%

第2章 水を活かした文化・産業の発展(伝え・はばたく)

1 水に関する歴史風土と水文化の継承

施策の基本方向

水文化の良さや大切さを見直し、地域で育まれた水文化の保全を図り、市町村や関係機関・団体との連携を強化しながら次世代に継承し発展させます。

施策の推進方向

- ①治水・利水文化の継承
 - ・治水・利水技術の紹介・継承
 - ・水防工法の継承
 - ・水配分方法の継承
- ②伝統的産業における水文化の継承・発展
 - ・伝統的地場産業の継承・発展
 - ・伝統的川魚漁の継承
- ③暮らしの中の水文化の啓発
 - ・日常生活の中での水文化の継承
 - ・子供たちへの水文化の継承
 - ・新たな水との付き合い方や生活様式の転換



打ち水大作戦

2 水を活かした産業の振興

施策の基本方向

優れた水を県内外にPRし、名水の保全や深層水のさらなる利活用に努めます。

また、水を利用した産業の展開を図るとともに、水の魅力を活かした観光の振興を図ります。

施策の推進方向

- ①名水の保全と利用
- ②深層水の利活用
- ③水を利用した産業の展開
- ④観光の振興



石倉町延命地蔵の水



富山湾から見る立山連峰
写真提供:(公社)とやま観光推進機構

3 水を通じた交流と連携

施策の基本方向

水問題に対処するため、水を介した地域の交流、連携の強化、推進を図ります。

施策の推進方向

- ①地域の交流、連携の推進
- ②ボランティア活動の推進
- ③水文化を通しての海外交流



水土里探訪ウォーク

4 水環境学習の推進

施策の基本方向

次世代への水文化の継承や豊かな人間形成のため、水環境や水文化に関する調査研究を進めるとともに、情報発信に努めます。

施策の推進方向

- ①学習・観察の機会の提供
- ②水環境や水文化に関する調査と情報発信



「水辺のすこやかさ指標(みずしるべ)」
による水辺の調査



海辺の漂着物調査

実現目標

目標指標	現況(H29)	目標(R8)
⑨ 水文化に関する活動に取り組んでいる団体数	217団体	240団体
⑩ 農村環境の保全を目指す集落数	1,406集落	1,600集落
⑪ 水に関する生活の知恵や使い方に古くからのものが残っていると思う人の割合	43.8%(H30)	意識の向上を図る

第3章 地球規模の水問題へのとりくみ(未来をのぞみ・備える)

1 地球温暖化

施策の基本方向

地球温暖化が本県の水資源に与える影響も懸念されることから、地球温暖化対策を推進します。

施策の推進方向

- ①地球温暖化対策の推進
- ②森林吸収源対策の推進

2 酸性雨

施策の基本方向

国等と連携して、酸性雨のモニタリングや調査研究を継続的に実施し、実態把握等に努めます。

施策の推進方向

- ①酸性雨の実態把握
- ②大気汚染防止対策の推進

3 異常気象等による水危機

施策の基本方向

渇水・地震等の災害に対応できる施設設備や災害発生後の迅速な応急復旧等の危機管理体制の充実を図ります。

施策の推進方向

- ①異常気象に関する情報収集と対策の推進
- ②異常渇水対策の推進
 - ・連絡調整体制の整備
 - ・水源・用水の確保
 - ・節水の徹底・支援等
- ③震災等対策の推進
 - ・水需給情報の把握と提供
 - ・水供給、適切な水処理の確保
 - ・災害時給水能力の強化



子撫川ダムの渇水状況

4 仮想水問題

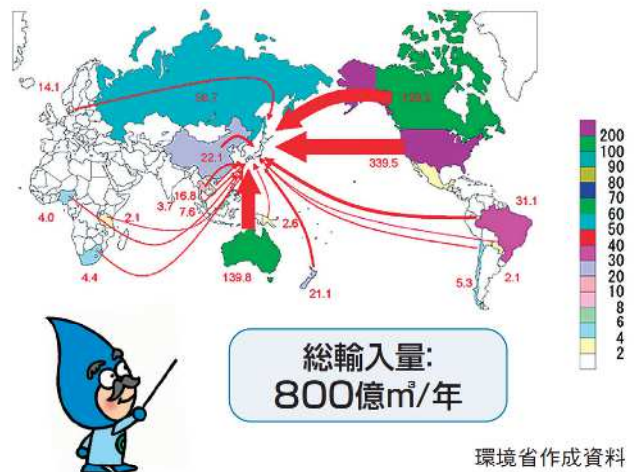
施策の基本方向

輸入している食料等を生産するために海外で多量の水資源が消費されており、間接的に多量の水資源を輸入しているといえます。身近な食料と世界の水問題の関係を認識し、水の海外依存の改善や世界的な水問題に協力していく必要があります。

施策の推進方向

- ①水の海外依存の改善
- ②世界的な水問題への協力

バーチャルウォーター輸入量(2005年度)



環境省作成資料

実現目標

目標指標	現況(H29)	目標(R8)
⑫ 大気環境基準の達成率	二酸化硫黄 100%	二酸化硫黄 100%
	二酸化窒素 100%	二酸化窒素 100%
⑬ 節水を心がけている人の割合	84.0%(H30)	90%
⑭ 農業産出額	666億円	740億円

第4編 施策展開の基本姿勢





 **富山県** 生活環境文化部県民生活課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL076-444-3126 FAX076-444-3477
県民生活課ホームページ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html
水の王国とやまWeb <http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/mizu/index.html>

R100

この計画書には、エコマーク認定の
古紙配合率100%再生紙を使用しています。

水ビジョン関係事業費の推移（平成28年度実績～令和5年度当初）

（単位：百万円）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 実施計画 (当初予算)	令和5年度 予算構成比
水ビジョン関係事業	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績		
水源対策	10,887	10,904	11,708	11,972	12,638	11,959	12,260	14,619	41.7%
治水・利水対策	9,869	12,021	12,777	12,517	15,124	15,511	15,688	14,703	42.0%
水環境対策	5,349	5,359	5,194	5,864	6,388	4,025	3,341	4,179	11.9%
水を活かした文化・産業の発展	45	41	42	43	40	37	36	42	0.1%
地球的規模の水問題へのとりくみ	776	63	71	65	71	82	109	1,494	4.3%
合 計	26,926	28,388	29,792	30,461	34,262	31,614	31,433	35,037	100.0%

【令和4年度実績】

令和4年度における水ビジョン関係事業の決算総額は約314億円であり、前年度とほぼ同額となった。

【令和5年度実施計画（当初予算）】

令和5年度の関係事業予算は約350億円と伸びており（対前年11%UP）、特に地球規模の水問題への取組みが増加（138%UP）している。（平成28年度から短期的な変動はあるものの、関係予算は全体的に増加傾向にある）

令和4年度、令和5年度 水ビジョン関係事業概要

(単位：千円、R5年6月調べ)

施策の項目	事業名	事業内容	R4年度実績	R5年度当初	担当課・室
第3編 施策の展開方向			31,432,696	35,037,179	
第1章 健全な水循環系の構築			31,288,449	33,500,495	
第1節 水源対策			12,259,803	14,619,356	
1 森林の保全			2,958,896	4,466,635	
(1) 健全で機能の高い森づくり	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合育成指導費 21世紀の森整備事業費 林業普及センター管理運営委託費 緑化推進対策事業費 花とみどりの少年団活動推進事業費 水と緑の森づくり事業費 県営林事業費 造林事業 県単独森林整備事業 林業成長産業化推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合の経営基盤強化(森林組合検査指導) 21世紀の森管理運営指定管理料 管理運営指定管理料 とやま森の祭典の開催等、とやま緑化推進機構運営費補助 花とみどりの教室開催・運営推進、リーダー研修・体験学習 里山林や混交林の整備、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及、森林ボランティア活動への支援等 県営林の新植・保育等の適正な管理のために必要な経費 人工造林、下刈り、除伐、間伐等の森林整備 枝打ち・間伐等の森林整備、間伐材搬出、作業道開設・補修等の基盤整備 間伐や路網の整備、木材加工流通施設の整備等により、健全な森づくりと林業・木材産業の持続的な発展を図る 	95	148	森林政策課
			4,847	5,023	〃
			3,501	4,116	〃
			10,013	10,551	〃
			836	836	〃
			388,600	476,820	〃
			45,900	42,446	〃
			403,578	579,504	〃
			209,085	247,535	〃
			510,493	872,566	〃
(2) 森林の適正な保全と管理	<ul style="list-style-type: none"> 森林計画樹立費 森林整備地域活動支援交付金事業 保安林整備管理費 地域材振興事業費 木材産業等高度化資金貸付事業費 林業人づくり総合支援対策事業 林道事業費 水源地域保全条例普及啓発事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画の樹立とこれに基づく適正な森林管理を推進 森林所有者等による適切で計画的な森林施業の推進を図るための支援 保安林の指定・解除や立木伐採、林地開発の許可 県産材の安定供給体制・需要の拡大に向けた整備 木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材関連産業の健全な発展を図る 林業相談会の開催、林業体験の実施や林業就業情報発信サイトの開設等による林業担い手の確保、及び効率的な林業経営を担うことのできる人材の育成、林業労働安全衛生対策の促進等 森林の管理のための路網の整備 水源地域保全条例の普及啓発 	2,815	3,446	森林政策課
			9,282	6,485	〃
			15,445	21,281	〃
			19,932	21,406	〃
			29,760	30,255	〃
			54,678	44,455	〃
			1,250,036	2,099,762	〃
(3) 水源地域保全条例の遵守					県民生活課
2 水源山地等の保全			9,289,168	10,146,059	
(1) 治山・砂防事業の計画的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 山地治山事業 保安林整備事業 水源地域整備事業 直轄砂防事業 砂防総合交付金事業等 砂防指定地等管理費 県単独砂防事業 県単独砂防維持修繕費 	<ul style="list-style-type: none"> 荒廃溪流の復旧整備(治山ダム工、浸透促進工) 荒廃森林の復旧整備(植栽工、保育、柵工) 荒廃地・荒廃森林の総合整備(治山ダム工、森林整備) 国直轄による砂防事業(常願寺川水系外2水系) 砂防事業、地すべり対策事業等を一定計画に基づき実施 砂防指定地の標識設置、台帳整備等 砂防事業、地すべり対策事業等を一定計画に基づき実施 機能が著しく低下した砂防設備の修繕 	2,667,649	2,144,500	森林政策課
			67,600	73,500	〃
			0	0	〃
			(7,621,000)	(6,233,000)	砂防課
			6,015,767	7,162,897	〃
			1,004	1,030	〃
			64,856	81,750	〃
			472,292	682,382	〃
(2) 流域一貫の総合的な土砂の流出対策					
(3) 棚田等の保全	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等直接支払制度 	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地の発生を防止し、農村の多面的機能を維持・発揮する集落に対して直接支払いを実施 	(635,909)	(797,100)	農村振興課
3 地下水の保全と涵養			11,739	6,662	
(1) 地下水の保全と適正利用、冬期間の地下水水位低下対策、地下水の涵養	<ul style="list-style-type: none"> 地下水採取条例施行費 地下水水位等実態調査費 地下水水質環境調査費 地下水保全活動実施促進事業 豊かな地下水保全事業 地下水指針推進費 地下水水位観測テレメータ化促進事業 消雪用等地下水利用実態調査事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水条例の適正な運用、地下水保全適正利用に関する啓発、技術講習会 地下水水位実態調査、塩水化調査 地下水水質環境調査 地下水水位低下時の注意喚起のための連絡・協力体制の構築及びモデル実施 地下水の守り人の講習会等の開催などの活動支援 地下水指針の推進、冬期間地下水水位低下対策の推進、観測井の保守管理、テレメータの管理運営、地下水対策協議会の支援、地下水涵養の推進 地下水水位の観測データをリアルタイムで情報提供できるようデータ収集の自動化(テレメータ化)を促進 冬期間の地下水水位対策等のため、消雪設備などの地下水利用実態を調査 	4,815の一部	274	環境保全課
			24,529の一部	532	〃
				1,717	〃
			3,237	256	〃
				438	〃
				3,061	〃
			3,278		
			4,840	0	〃
(2) 湧水の保全管理	<ul style="list-style-type: none"> 「とやまの名水」衛生管理・飲用対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> 「とやまの名水」のうち、県内外から多数の人々が訪れ飲用等に利用している箇所における健康被害の発生を防止するための対策を講じる 	384	384	生活衛生課

() 内は国営または市町村営事業費を示し外敷

参考資料 2

令和4年度、令和5年度 水ビジョン関係事業概要

(単位：千円、R5年6月調べ)

施策の項目	事業名	事業内容	R4年度実績	R5年度当初	担当課・室
第2節 治水・利水対策			15,687,903	14,702,504	
1 治水対策の推進			13,362,996	12,638,919	
(1) 計画的な治水対策の推進	・直轄河川事業	・直轄河川事業費(黒部川外4河川)	(3,475,700)	(2,384,000)	河川課
(2) 各種治水事業の推進	・河川総合交付金事業、河川改修費	・一定計画に基づき、護岸工を中心とした河川改修及びダム管理設備等の改良工事の実施(地久子川外24河川、境川ダム外10ダム)	5,124,177	4,136,810	〃
	・都市基盤河川改修事業	・富山市の河川改修事業費(馬渡川、宮路川)	(84,184)	(100,759)	〃
	・県単独河川改良事業	・護岸工を中心に一定計画に基づき改良工事を実施(和田川外8河川)	109,122	215,607	〃
	・県単独河川調査	・河川整備計画策定等のための調査(上庄川)	164	450	〃
	・利賀ダム建設事業(直轄)	・直轄ダム事業費	(5,801,691)	(8,479,377)	〃
	・農村地域防災減災事業	・農業用排水施設等の機能低下の回復や災害の未然防止のための整備(49地区)	6,510,890 (203,212)	6,293,697 (227,444)	農村整備課
	・河川管理	・流水占用等の監督処分、河川巡視、河川台帳整備、廃川敷地処理等	14,977	14,977	河川課
	・ダム管理	・県営ダムの管理費(室牧ダム外15ダム)	92,747	98,147	〃
	・ダム維持修繕	・県営ダムの維持修繕費(室牧ダム外15ダム)	151,609	176,283	〃
	・県単独河川維持修繕事業	・河道浚渫を中心とした河川管理施設の維持修繕工事	1,343,815	1,687,213	〃
	・緊急浸水対策調査	・市町村が行う緊急浸水対策計画の策定支援	()	()	〃
(3) 都市型水害の浸水対策の推進					
(4) 防災体制の強化	・水防対策費	・水防計画の作成等、水防体制の整備	15,383	15,541	〃
	・水防対策推進費	・水防資器材の整備、河川情報システムの維持修繕	112	194	〃
2 利水対策の推進			2,324,907	2,063,585	
(1) 水資源の適正な管理と利用	・水需給動態調査	・	263	361	県民生活課
(2) 水の有効利用や節水	・生活基盤施設耐震化等交付金	・水道施設や管路等の整備(10件:7市町)	(3,474,767)	(3,219,513)	生活衛生課
	・水利施設整備事業	・農業水利施設の整備(18地区)	1,418,437 (258,667)	1,461,187 (332,550)	農村整備課
	・県単独農業農村整備事業(克雪対策型)	・農業用排水路を活用した無雪害農村を建設するための施設整備に対する補助金	(2,900)	()	〃
	・道路総合交付金事業費	・人家連担部、急勾配部などにおける消流雪施設の整備	655,682	375,462	道路課
	・県単独雪寒対策施設費	・人家連担部、急勾配部などにおける消流雪施設の整備	227,847	202,575	〃
(3) 水の多面的活用	・地域用水環境整備事業	・農業用水を利用した小水力発電の整備(2地区)	(209,453)	(34,429)	農村整備課
	・内水面振興推進事業費	・サケ稚魚の放流等	19,778	24,000	水産漁港課
	・国営及び県営造成施設管理体制整備促進事業	・農業水利施設の地域用水機能等多面的機能発揮に係る管理体制整備の支援	(153,118)	(157,307)	農村整備課
	・多面的機能支払支援事業	・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域活動を支援	(1,665,935)	(1,880,000)	農村振興課
3 用途間転用の推進					
(1) 利水に関する情報交換の推進					
(2) ダムの再開発					
(3) 水利用の適正な管理					

() 内は国営または市町村営事業費を示し外敷

令和4年度、令和5年度 水ビジョン関係事業概要

(単位：千円、R5年6月調べ)

施策の項目	事業名	事業内容	R4年度実績	R5年度当初	担当課・室
第3節 水環境対策			3,340,743	4,178,635	
1 水質汚濁の防止			5,305	137,538	
(1) 発生源対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法施行費 富山湾水質保全対策推進費 	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場の監視・指導 富山湾の水質改善対策の推進 	4,815の一部	162	環境保全課
(2) 未然防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価事務費 中小企業環境施設整備資金 水質汚濁事故対策事業 ゴルフ場農薬実態調査費 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価条例に基づく技術審査会等の開催等 中小企業を対象として環境施設の整備促進を図るための資金融資 水質汚濁事故対策の推進 ゴルフ場農薬使用に関する監視指導 	24,529の一部 432 0	481 600 107,000	環境政策課 環境政策課 環境保全課
(3) 公共用水域の水質常時監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域等環境調査費 地下水水質環境調査費【再掲】 ダイオキシン類対策推進費 	<ul style="list-style-type: none"> 河川、海域、湖沼の水質調査 地下水の水質調査 河川（水質、底質）、海域（水質、底質）、地下水、土壌のダイオキシン類環境調査 	24,529の一部 4,873	465 682 20,747 1,717 5,684	環境保全課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課
2 汚水処理の促進と再利用			2,790,072	3,777,576	
(1) 地域の実情に即した汚水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道事業 農業集落排水事業 浄化槽整備推進事業費 快適なトイレ整備推進事業費 	<ul style="list-style-type: none"> 小矢部川流域下水道（5市を対象）、神通川左岸流域下水道（3市を対象） 管路施設、処理施設に対する補助金（4地区） 市町村事業へ補助 快適な山岳地トイレの整備・改良（小規模）を行う民間事業者への補助 	1,856,907 (32,500) 12,343 0	2,223,359 (56,600) 22,180 5,000	都市計画課 農村整備課 環境政策課 自然保護課
(2) 汚水処理施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽整備推進事業費 流域下水道管理費 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽等の維持管理指導等、浄化槽台帳システムの管理 小矢部川流域下水道（5市を対象）、神通川左岸流域下水道（3市を対象） 	2,177 918,645	2,177 1,524,860	環境政策課 都市計画課
3 水環境の保全と利用の調和			545,366	263,521	
(1) 生態系に配慮した河川、水辺の再生					
(2) 環境用水の確保と地域用水機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> 県単独農業農村整備事業（施設機能保全型） 県単独農業農村整備事業（美しい農村環境整備型） 県単独農業農村整備事業（通年通水促進型） とやま水土里フォーラム開催事業 	<ul style="list-style-type: none"> 混住化が進んだ農村地域や都市近郊の公共性の高い農業用排水路の除草を適切に行い、施設の正常な機能維持を図る事業に対する補助金（3地区） 農業水利施設が有する水辺空間等を活用し、豊かでうるおいのある快適な生活環境を創出する事業に対する補助金（-地区） 市街地等の農業用排水路の機能及び環境保全を図るための施設整備（4地区） 土地改良施設の役割を広く県民に啓発し、維持管理活動への理解と参画を促すため、「とやま水土里フォーラム」を開催 	(60,960) (1,500) (24,200) 932	(75,502) () (33,400) 990	農村整備課 " " "
(3) 水辺景観・親水機能の保全と整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金 	<ul style="list-style-type: none"> 水辺空間を活かした港湾環境整備 運河を中心とした賑わいある地域づくりを促進 	458,519 61,373	79,021 144,880	港湾課 "
(4) 水辺の安全・安心確保と適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 県土美化推進事業費 海岸漂着物対策推進費 農村地域防災減災事業 県単独農業農村整備事業（農業用水路安全対策普及事業） 県単独農業農村整備事業（R4:農業用水路安全施設クイック整備事業、R5:農業用水路危険箇所応急対策事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 県土美化の推進 海岸漂着物の発生抑制対策の推進 安全施設の整備 安全対策の普及啓発活動や重点地域におけるワークショップの実施と支援等 安全施設（セミハード）の整備 	2,502 22,040 (208,982) (5,206) (15,000)	3,102 35,528 (40,600) (6,400) (21,000)	環境政策課 " 農村整備課 " "

() 内は国営または市町村営事業費を示し外数

参考資料 2

令和4年度、令和5年度 水ビジョン関係事業概要

(単位：千円、R5年6月調べ)

施策の項目	事業名	事業内容	R4年度実績	R5年度当初	担当課・室
第2章 水を活かした文化・産業の発展			35,598	42,208	
1 水に関する歴史風土と水文化の継承					
(1) 治水・利水文化の継承					
(2) 伝統的産業における水文化の継承・発展					
(3) 暮らしの中の水文化の継承					
2 水を活かした産業の振興			9,416	10,602	
(1) 名水の保全と利用	<ul style="list-style-type: none"> とやま名水協議会運営費補助金 とやまの名水魅力発信事業 「とやまの名水」衛生管理・飲用対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> とやま名水協議会運営事業に関する補助 「とやまの名水」を首都圏等にPRする。 「とやまの名水」のうち、県内外から多数の人々が訪れ飲用等に利用している箇所における健康被害の発生を防止するための対策を講じる 	(300)	(300)	県民生活課
(2) 深層水の利活用	<ul style="list-style-type: none"> 深層水利用研究費 深層水「富山ブランド」推進費 	<ul style="list-style-type: none"> 公設試験研究機関等による深層水利用研究を実施 「富山湾の深層水」のイメージアップのためのPR活動の実施 	384	384	生活衛生課(再掲)
(3) 水を利用した産業の展開			5,040	5,528	商工企画課
(4) 観光の振興			3,992	4,690	〃
3 水を通じた交流と連携			5,013	5,901	
(1) 地域の交流、連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> とやま帰農塾推進費 R4:「とやまの田舎」交流支援事業 R5:ふれあい創出地域間交流支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 「とやま帰農塾」の開催 条例に基づき指定された重点地域における都市農山漁村交流の推進 	4,780	5,301	農村振興課
(2) ボランティア活動の推進			233	600	〃
(3) 水文化を通しての海外交流					
4 水環境学習の推進			21,169	25,705	
(1) 学習・観察の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全総合推進費(※照明LED化除く) ふるさと川・海応援団支援事業 田んぼの生きもの調べ 水質環境計画策定推進費 歴史的土壌改良施設広報啓発事業 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全のための実践活動の支援等、地域に根ざした環境保全活動を展開するとともに、環境教育等行動計画に基づき体系的な環境教育を推進する。また、企業、県民行政が一体となって環境保全活動を推進するため、「とやま環境財団」に対する支援を行う。 地域の河川海岸環境保全、河川・海岸空間を活用したまちづくりに支援 農村独自の地域資源を生かした体験教育を実施し、田んぼや用水に親しむことで、農業・農村について理解を深めてもらい、子供たちの豊かな感性と想像力の育成を図る。 森・川・海の環境観察会の開催等、水環境保全活動の推進 県内の歴史的土壌改良施設について、歴史的・技術的価値をPRするための施設見学会の開催等を支援 	20,236	21,840	環境政策課
(2) 水環境や水文化に関する調査と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 水博物館事業推進費補助金 水の週間行事費 	<ul style="list-style-type: none"> 水の週間(8/1~8/7)にあわせ、中学生水の作文コンクール等を実施 	106	1,020	河川課
			419	419	農村振興課
			3,069の一部	1,950	環境保全課
			300	300	農村整備課
					県民生活課
			108	176	〃
第3章 地球的規模の水問題へのとりくみ			108,649	1,494,476	
1 地球温暖化			50,144	1,429,156	
(1) 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策費(※再エネ補助除く) 気候変動適応センター費 ◎再生可能エネルギー導入促進事業 ◎県有施設の照明LED化推進事業 カーボンニュートラル推進事業費 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進計画(新とやま温暖化ストップ計画)の推進、富山県地球温暖化防止活動推進センターの啓発活動等への支援 気候変動影響や適応策に関する情報の収集、提供及び調査研究を実施 県民や県内企業に対し、太陽光発電設備や再エネ熱利用設備の導入を支援 県庁の率先行動として、県有施設の照明のLED化工事を実施 カーボンニュートラルの普及啓発やカーボンニュートラル地域リーダー育成講座の実施 EVの導入促進に向けた支援 小水力発電の導入可能性調査の実施 	9,638	15,852	環境政策課
			4,530	9,394	環境科学センター
			0	282,000	環境政策課
			0	1,060,000	〃
			35,976	61,910	カーボンニュートラル推進課
(2) 森林吸収源対策の推進					
2 酸性雨			58,505	65,320	
(1) 酸性雨の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 黄砂・酸性雨対策費 	<ul style="list-style-type: none"> 黄砂や酸性雨のモニタリング等 	1,026	1,224	環境政策課
(2) 大気汚染防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法施行費 大気常時観測局管理費及び大気常時観測局機器整備費 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法の適正な運用、届出受理、法令・技術講習会の開催等 大気汚染常時観測局の維持管理、機器の整備 	4,815の一部	443	環境保全課
			57,479	63,653	〃
3 異常気象による水危機					
(1) 異常気象に関する情報収集と対策の推進					
(2) 異常渇水対策の推進					
(3) 震災等対策の推進					
4 仮想水問題					
(1) 水の海外依存の改善					
(2) 世界的な水問題への協力					

水を取り巻く各種データ

(1) 水源

県土面積の約67%に当たる285千haが森林で、うち197千haが保安林に指定されており、全国第1位の保安林率となっている。また、その下流には全国有数の扇状地平野が広がり、豊かで清らかな水資源を育んでいる。

① 森林の概況

・本県の森林面積及びその内訳は次表のとおりである。

森林面積 (単位：ha)

区分	森林面積	内 訳		
		人工林	天然林	その他
民有林	179,795	51,170	112,226	16,399
国有林	105,496	3,390	57,145	44,961
合計	285,291	54,560	169,371	61,360

森林政策課資料 (令和4年3月31日現在)

② 保安林整備

・富山県森林・林業振興計画に基づき、健全で機能の高い森林の整備を進めている。

保安林面積 (単位：ha)

保安林種別	基準年 (S58)	R4年実績	長期目標 (R8)
水源涵養	77,186	81,510	82,001
災害防備	114,794	119,972	120,651
保健・風致等	6,420	19,319	19,385
計	198,400	220,801	222,037

(注) 面積は延面積で、保安林種によって重複計上されている。

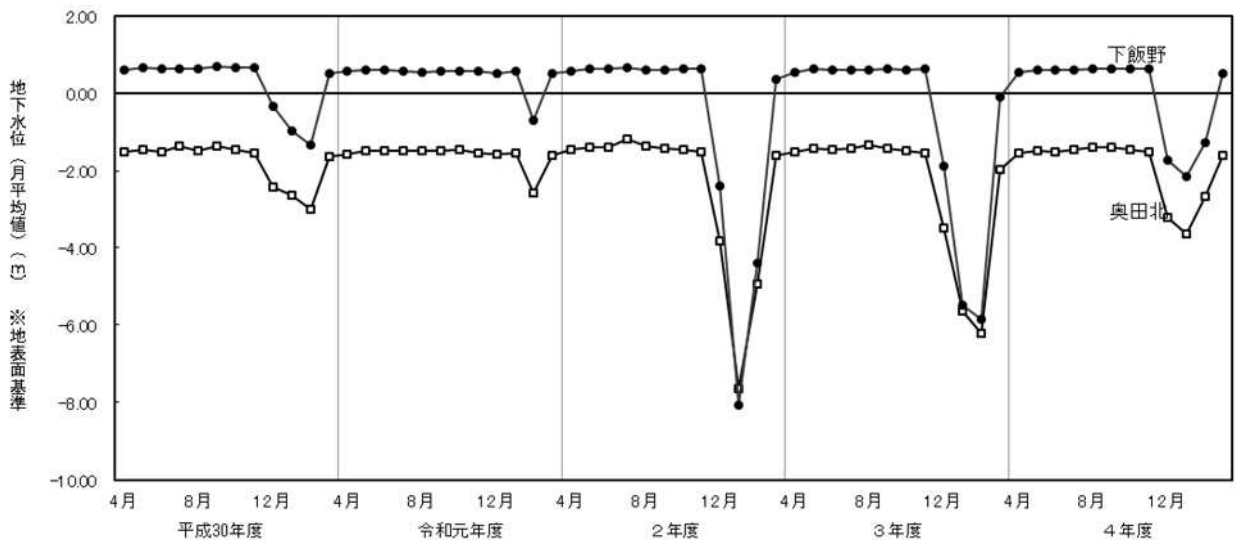
森林政策課資料

(2) 地下水

① 地下水位

・地下水位については、冬期間の消雪設備の一斉稼働により、市街地では一時的に大幅な低下が見られる。

富山地域の地下水位の変化

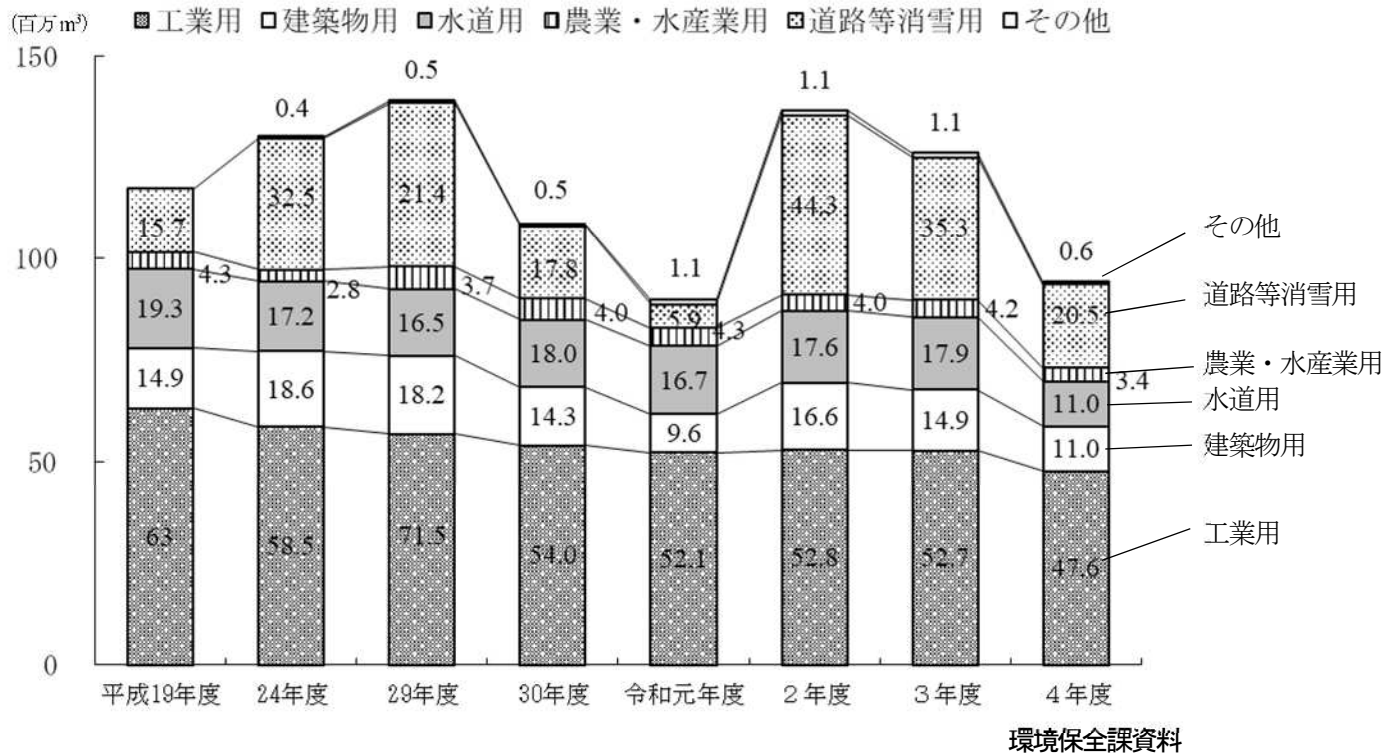


環境保全課資料

② 用途別地下水採取量

- 地下水採取量を用途別にみると、工業用は概ね減少傾向にある。一方、道路等消雪用は消雪設備の設置基数が増加傾向にあり、降雪の状況により採取量が変動している。

用途別地下水採取量の経年変化（地下水条例指定地域）



(3) 治水・利水

治水と利水は表裏一体であり、急流河川を相手にした水との闘いとともにより現在の水利用が育まれてきた。昭和30年代以降のダムによる水資源開発はほぼ終期を迎えており、今後は水利用の適正管理や有効利用などによる安定した水利用が求められる。

① 治水・利水施設

- 治水・利水施設として主要7河川にダム46ヶ所、^{とうしゅこう}頭首工18ヶ所が設置されている。（発電用ダムを含む）

現在各流域に設置されているダム、^{とうしゅこう}頭首工

流域	ダム (高さ15m以上)	頭首工 (高さ15m未満)
小矢部川	6	5
庄川	11	1
神通川	14	4
常願寺川	8	3
早月川	0	1
片貝川	1	2
黒部川	6	2
計	46	18

河川課、農村整備課資料

a 多目的ダム

- 昭和30年代以降、洪水調節と水の総合的利用を図るため、河川総合開発事業等により、これまで17の多目的ダムが完成し、現在、国土交通省の利賀ダムの建設が進められている。

主な多目的ダム

(単位：千m³)

ダム名	型式	目的	有効水量	かんがい用水	都市用水	機能維持水	備考
朝日小川	G	F, N, P	3,580			450	H 2 完成
布施川	R	F, N, Es	1,000			250	H 4 完成
城端	G	F, N, Es	2,400			950	H 4 完成
境川	G	F, A, W, I, Es, P	56,100	24,700	26,000		H 5 完成
大谷	E	F, N, Es	200			10	H10 完成
宇奈月	G	F, P, W	12,700		1,000		H13 完成
久婦須川	G	F, N, P, Es	6,900			2,100	H14 完成
舟川	G	F, N, Es	360			120	H24 完成
利賀	G	F, N, I	26,400		480	6,220	R13 予定

河川課資料

b 農業用ダム

- 昭和30年代以降、農業用の利水、洪水調節目的として7ダムが建設されている。

最近の主な農業用ダム

(単位：千m³)

ダム名	形式	目的	有効水量	かんがい用水	都市用水	機能維持水	備考
臼中	R	F, A	6,070	4,770			H 3 完成
五位	R	A	8,100	8,100			H 4 完成
湯谷川	R	A	1,400	1,400			H12 完成

[形式] G：重力式コンクリート、R：ロックフィル、E：アース

農村整備課資料

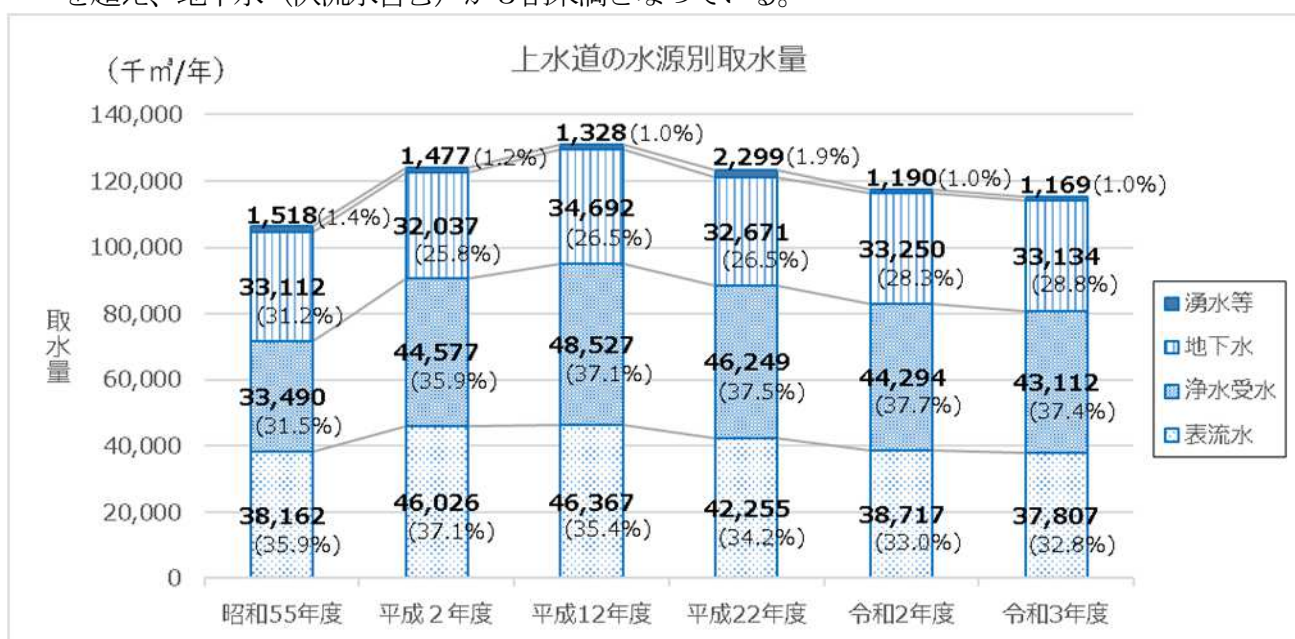
[目的] F：洪水調節、N：流水の正常な機能の維持、A：特定灌漑、

W：水道用水、I：工業用水、P：発電、ES：消流雪用水

② 用途別水需要の実績

a 上水道の水源別取水量

- 取水量は近年緩やかな減少傾向にあり、水源別の割合は表流水（浄水受水、表流水）が7割を超え、地下水（伏流水含む）が3割未満となっている。



生活衛生課資料

b 水道普及率

- ・水道の普及は地域により差があり、地下水の豊富な地域や山間地で家屋が散在している地域等で普及が遅れている。

水道普及率

(単位：%)

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3
県内	89.4	90.2	92.2	93.2	93.2	93.1	93.4	93.7
全国	94.7	95.8	96.6	97.2	97.5	97.9	98.1	—

生活衛生課資料

c 工業用水の水源別使用量

- ・平成4年から平成27年の23年間で、総使用量は約40%の減少となっている。

工業用水の淡水水源別使用量

(単位：万m³/日)

種別	H4	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
回収水	127.5	78.0	78.1	75.7	74.7	—	—	—	—	12.3
その他の淡水	27.0	15.5	15.1	14.8	14.8	13.7	13.4	12.4	12.6	12.8
上水道	1.6	3.2	2.4	2.3	1.7	1.8	1.8	2.0	2.0	2.4
工業用水道	38.6	29.5	27.2	27.7	27.2	27.6	27.8	27.1	26.3	25.1
地下水	51.1	31.7	31.2	30.5	28.7	29.2	30.0	30.0	28.7	28.2
合計	245.8	157.9	154.0	151.0	147.1	—	—	—	—	80.7
(回収水除く)	118.3	79.9	75.9	75.3	72.4	72.3	73.0	71.5	69.5	68.4

※「その他の淡水」とは、地表水と伏流水など。

※H28～R1は回収水の調査を行っていない。

※R2は個人経営を含まない集計結果であることから、R1との単純比較ができないことに留意されたい。

統計調査課資料

(4) 水質環境

下水道など生活排水処理施設の整備や、工場・事業場における排水対策の推進などにより、代表的な河川である黒部川や常願寺川、庄川では清流を保っているほか、過去に汚濁が見られた神通川、小矢部川及び一部の都市河川の水質も改善されている。

① 汚水処理人口普及率

- ・本県の令和3年度末の汚水処理人口普及率は97.6%（全国第8位）で、全国平均の92.6%より高い。

汚水処理人口普及率

種別	処 理 人 口					
	昭和55年度		平成元年度		令和3年度	
	千人	%	千人	%	千人	%
流域下水道	0	0	33	3	390	38
公共下水道	175	16	251	22	401	39
特環下水道	6	1	10	1	106	10
小計	181	17	294	26	897	87
農村下水道	0	0	11	1	83	8
小計	0	0	11	1	83	8
コミュニティプラント 合併処理浄化槽	11	1	15	2	1	0
小計	—	—	0	—	28	3
小計	11	1	16	2	29	3
合計	192	18	321	29	1,009	98

(注) 表の数値については、四捨五入を行っているため合計等が合わないことがある。

都市計画課資料

② 河川末端における水質（BOD）年度別推移

・下水道事業等により水質改善が図られてきた結果、27河川すべてで環境基準を達成しており、ほとんどの河川で環境基準のAA～A類型に相当する清浄な水質を維持している。

河川末端における水質（BOD）年度別推移

(単位：mg/L)

河川	水域類型	基準値		H5	H29	H30	R1	R2	R3	R4
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
主要河川	小矢部川	C	5	3.0	1.3	1.5	1.2	0.9	1.2	1.1
	神通川	B	3	1.5	0.8	2.1	1.6	0.7	1.2	1.0
	庄川	A	2	0.6	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5
	常願寺川	A	2	1.0	0.9	0.6	<0.5	0.6	0.5	0.6
	黒部川	AA	1	0.6	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.6	0.7
中河川	上庄川	B	3	2.0	1.4	1.0	1.2	1.2	2.0	0.7
	湊川	C	5	2.9	3.1	2.2	1.9	2.6	2.5	1.7
	内川	C	5	5.5	1.1	1.2	0.8	0.8	0.7	1.0
	下条川	A	2	1.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	中川	B	3	2.3	0.6	0.7	0.8	0.7	0.9	1.0
	角川	A	2	1.7	0.6	0.8	0.8	0.8	0.6	1.0
	鴨川	B	3	4.1	0.6	0.6	0.8	0.5	0.6	0.9
	黒瀬川	A	2	1.2	0.7	1.1	0.9	0.8	1.0	2.0
	高橋川	B	3	1.3	1.2	1.1	1.6	1.6	1.9	2.8
	木流川	A	2	1.6	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	1.6
小河川	阿尾川	A	2	1.1	1.5	1.2	1.0	1.4	1.7	0.9
	余川川	A	2	1.0	1.4	1.2	1.3	1.1	1.7	0.9
	新堀川	B	3	1.8	1.3	1.2	1.4	1.1	0.9	1.3
	白岩川	A	2	1.1	0.8	0.9	0.8	0.8	0.9	0.6
	上市川	A	2	0.5	0.5	0.7	0.7	0.5	0.6	1.2
	早月川	AA	1	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
	片貝川 (布施川)	A	2	1.2	0.6	<0.5	0.9	0.7	0.9	1.1
	吉田川	B	3	1.9	1.4	1.0	1.0	0.8	1.3	2.0
	入川	A	2	0.6	0.6	<0.5	0.6	0.7	0.9	1.4
	小川	A	2	0.7	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.8	1.2
笹川	AA	1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	1.0	
境川	AA	1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	

(注)「水域類型」のAA、A、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型をいう。

類型ごとにBODなどの水質基準値が定められており、AAは最も清浄な水質を目標とする水域である。

環境保全課資料

③ 海域における水質（COD、全窒素、全りん）年度別推移

- ・CODについては、平成23年度は一部の地点で環境基準を超過したが、24年度以降はすべての地点で環境基準に適合している。
- ・富山湾は、窒素、りんを栄養とする植物プランクトンの増殖（内部生産）や気象、海象等の自然要因に左右されやすく、過去にはCODの環境基準達成率が一時的に低下した。
- ・このため、富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標（窒素：0.14～0.23mg/L以下、りん：0.010～0.017mg/L以下）を設定しているが、一部の地点では水質環境目標の超過がみられる。

海域の主要測定地点（環境基準点）における水質（COD）年度別推移

（単位：mg/L）

海 域	調査地点	H23 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
小矢部川 河口海域	小矢部川河口海域No.2	2.0	1.5	2.0	1.9	1.9	2.1	2.0
	小矢部川河口海域No.3	1.8	1.6	1.9	1.8	1.8	2.2	2.3
	小矢部川河口海域No.5	1.9	1.3	1.6	1.9	1.9	1.7	1.9
	小矢部川河口海域No.6	1.6	1.4	1.4	1.9	2.0	1.7	1.9
神 通 川 河口海域	神通川河口海域No.1	1.9	1.5	1.6	1.8	1.8	1.7	1.9
	神通川河口海域No.2	2.0	1.7	1.4	1.6	1.9	1.8	1.9
	神通川河口海域No.3	2.0	1.5	1.5	1.7	1.8	1.6	1.8
	神通川河口海域No.4	2.0	1.8	1.6	1.8	1.7	1.7	1.8
	神通川河口海域No.5	1.8	1.7	1.7	2.0	1.7	1.9	1.8
	神通川河口海域No.6	1.9	1.6	1.5	1.8	1.8	1.8	1.8
そ の 他 富 山 湾 海 域	小矢部川河口海域No.7	1.5	1.3	1.3	2.0	1.6	1.6	1.9
	神通川河口海域No.7	1.8	1.7	1.2	1.8	1.7	1.6	2.0
	その他富山湾海域No.1	1.5	1.2	1.1	1.5	1.5	1.4	1.6
	その他富山湾海域No.2	1.8	1.3	1.2	1.5	1.5	1.6	1.6
	その他富山湾海域No.3	1.6	1.3	1.4	1.5	1.6	1.8	1.8
	その他富山湾海域No.4	1.8	1.7	1.6	1.5	1.6	1.7	2.0
	その他富山湾海域No.5	2.1	1.7	1.5	1.6	1.4	1.7	1.6
	その他富山湾海域No.6	2.3	1.5	1.4	1.6	1.4	1.6	1.7
	その他富山湾海域No.7	2.0	1.6	1.4	1.6	1.5	1.7	2.0
	その他富山湾海域No.8	1.6	1.3	1.4	1.3	1.5	1.8	1.5
	その他富山湾海域No.9	1.5	1.1	1.3	1.3	1.4	1.5	1.4
その他富山湾海域No.10	1.4	1.3	1.1	1.3	1.4	1.5	1.3	
富山新港 海 域	富山新港No.1	2.4	2.0	2.2	2.3	2.4	2.3	2.5
	第一貯木場姫野橋	3.4	3.4	3.0	3.3	3.2	3.3	3.5
	中野整理場中央	4.2	3.7	4.0	3.3	3.7	4.4	4.4

（注）測定値は75%水質値である。

環境保全課資料

海域の主要測定地点における水質（全窒素）年度別推移

(単位：mg/L)

海 域	調査地点	H23 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
小矢部川 河口海域	小矢部川河口海域No.5	0.18	0.13	0.12	0.14	0.16	0.20	0.15
	小矢部川河口海域No.6	0.19	0.14	0.12	0.18	0.19	0.20	0.17
神通川 河口海域	神通川河口海域No.4	0.20	0.16	0.15	0.17	0.19	0.19	0.16
	神通川河口海域No.5	0.24	0.17	0.18	0.23	0.25	0.25	0.23
	神通川河口海域No.6	0.19	0.15	0.16	0.18	0.19	0.20	0.18
そ の 他 富 山 湾 海 域	小矢部川河口海域No.7	0.17	0.14	0.13	0.14	0.15	0.20	0.16
	神通川河口海域No.7	0.22	0.15	0.13	0.16	0.20	0.21	0.17
	その他富山湾海域No.1	0.15	0.11	0.09	0.11	0.12	0.14	0.11
	その他富山湾海域No.2	0.17	0.12	0.10	0.12	0.13	0.15	0.12
	その他富山湾海域No.3	0.16	0.12	0.11	0.12	0.14	0.16	0.11
	その他富山湾海域No.4	0.17	0.15	0.15	0.18	0.17	0.18	0.14
	その他富山湾海域No.5	0.19	0.15	0.15	0.19	0.19	0.21	0.20
	その他富山湾海域No.6	0.19	0.16	0.15	0.17	0.18	0.19	0.17
	その他富山湾海域No.7	0.16	0.15	0.16	0.15	0.19	0.17	0.17
	その他富山湾海域No.8	0.16	0.13	0.13	0.13	0.15	0.17	0.13
	その他富山湾海域No.9	0.14	0.12	0.11	0.13	0.14	0.15	0.12
その他富山湾海域No.10	0.13	0.11	0.10	0.13	0.13	0.14	0.11	

(注) 測定値は年平均値である。

環境保全課資料

海域の主要測定地点における水質（全りん）年度別推移

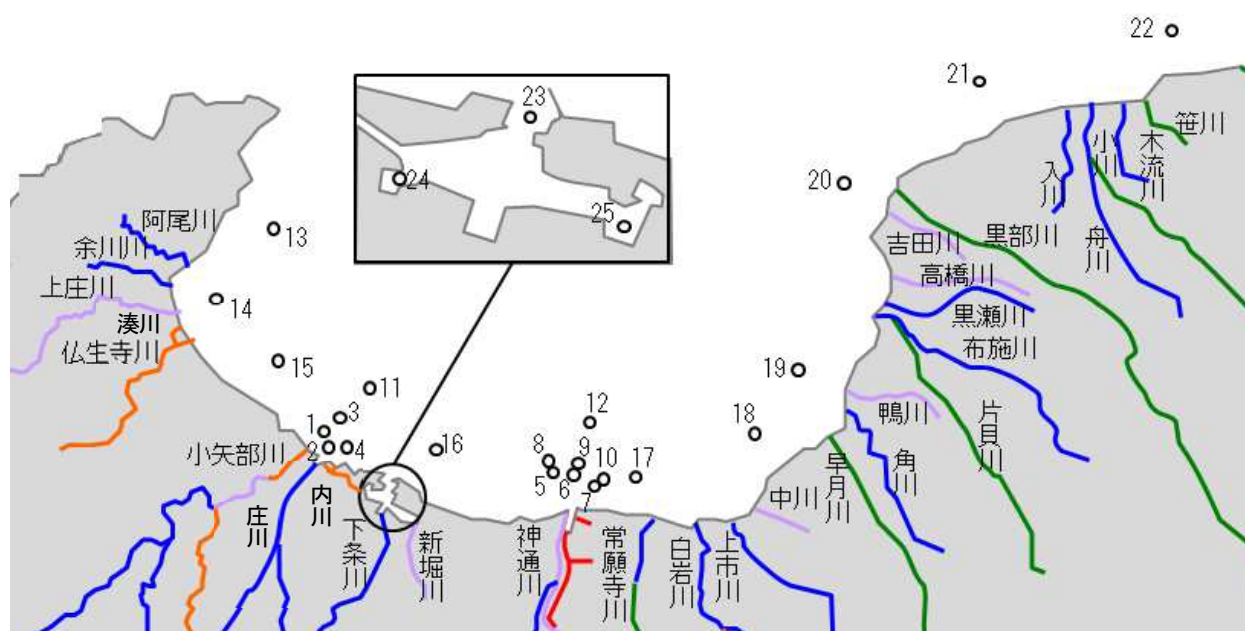
(単位：mg/L)

海 域	調査地点	H23 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
小矢部川 河口海域	小矢部川河口海域No.5	0.009	0.010	0.011	0.013	0.012	0.011	0.013
	小矢部川河口海域No.6	0.010	0.010	0.012	0.017	0.013	0.015	0.013
神通川 河口海域	神通川河口海域No.4	0.011	0.011	0.013	0.011	0.012	0.011	0.011
	神通川河口海域No.5	0.012	0.011	0.011	0.012	0.014	0.012	0.011
	神通川河口海域No.6	0.011	0.011	0.011	0.012	0.014	0.012	0.012
そ の 他 富 山 湾 海 域	小矢部川河口海域No.7	0.009	0.009	0.011	0.010	0.011	0.010	0.011
	神通川河口海域No.7	0.010	0.009	0.010	0.012	0.012	0.010	0.010
	その他富山湾海域No.1	0.007	0.007	0.008	0.009	0.008	0.009	0.008
	その他富山湾海域No.2	0.009	0.009	0.009	0.011	0.010	0.009	0.008
	その他富山湾海域No.3	0.008	0.008	0.009	0.010	0.010	0.010	0.009
	その他富山湾海域No.4	0.010	0.012	0.013	0.015	0.014	0.013	0.013
	その他富山湾海域No.5	0.007	0.011	0.009	0.014	0.012	0.009	0.011
	その他富山湾海域No.6	0.009	0.011	0.009	0.011	0.012	0.010	0.010
	その他富山湾海域No.7	0.007	0.009	0.009	0.010	0.012	0.009	0.010
	その他富山湾海域No.8	0.007	0.008	0.008	0.009	0.010	0.009	0.009
	その他富山湾海域No.9	0.006	0.008	0.007	0.009	0.011	0.008	0.008
その他富山湾海域No.10	0.007	0.008	0.008	0.009	0.009	0.007	0.008	

(注) 測定値は年平均値である。

環境保全課資料

海域の主要測定地点 位置図



○：地図記号

海 域	地図記号	調査地点
小矢部川河口海域	1	小矢部川河口海域 No. 2
	2	小矢部川河口海域 No. 3
	3	小矢部川河口海域 No. 5
	4	小矢部川河口海域 No. 6
神通川河口海域	5	神通川河口海域 No. 1
	6	神通川河口海域 No. 2
	7	神通川河口海域 No. 3
	8	神通川河口海域 No. 4
	9	神通川河口海域 No. 5
	10	神通川河口海域 No. 6
その他富山湾海域	11	小矢部川河口海域 No. 7
	12	神通川河口海域 No. 7
	13	その他富山湾海域 No. 1
	14	その他富山湾海域 No. 2
	15	その他富山湾海域 No. 3
	16	その他富山湾海域 No. 4
	17	その他富山湾海域 No. 5
	18	その他富山湾海域 No. 6
	19	その他富山湾海域 No. 7
	20	その他富山湾海域 No. 8
富山新港海域	21	その他富山湾海域 No. 9
	22	その他富山湾海域 No. 10
	23	富山新港 No. 1
	24	第一貯木場姫野橋
	25	中野整理場中央

令和4年度 県政モニターアンケート 「水」に関する意識調査の結果について

1. 調査の概要

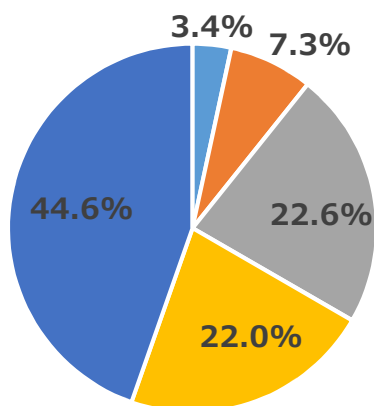
- (1) 調査期間 令和4年6月13日～令和4年6月30日
- (2) 調査方法 郵送、電子申請
- (3) 調査対象 県政モニター197名
- (4) 回収数(率) 177名(89.8%)

2. 調査結果の概要

富山県では、「水の王国」にふさわしい水に関する取り組みを総合的に進めるため、「とやま21世紀水ビジョン」を作成しております。

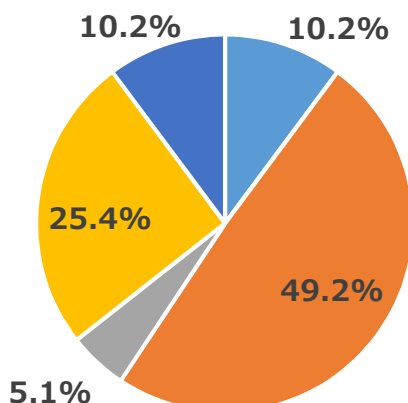
水ビジョン（水に関わる将来計画）の取組みの一つである「水を活かした文化・産業の発展（伝え・はばたく）」を進めるため、皆様のご意見を聞きながら、今後の取組みを行っていくことが大切であると考えています。

【年齢構成】



■ 29歳以下	3.4%	■ 50歳代	22.0%
■ 30歳代	7.3%	■ 60歳以上	44.6%
■ 40歳代	22.6%		

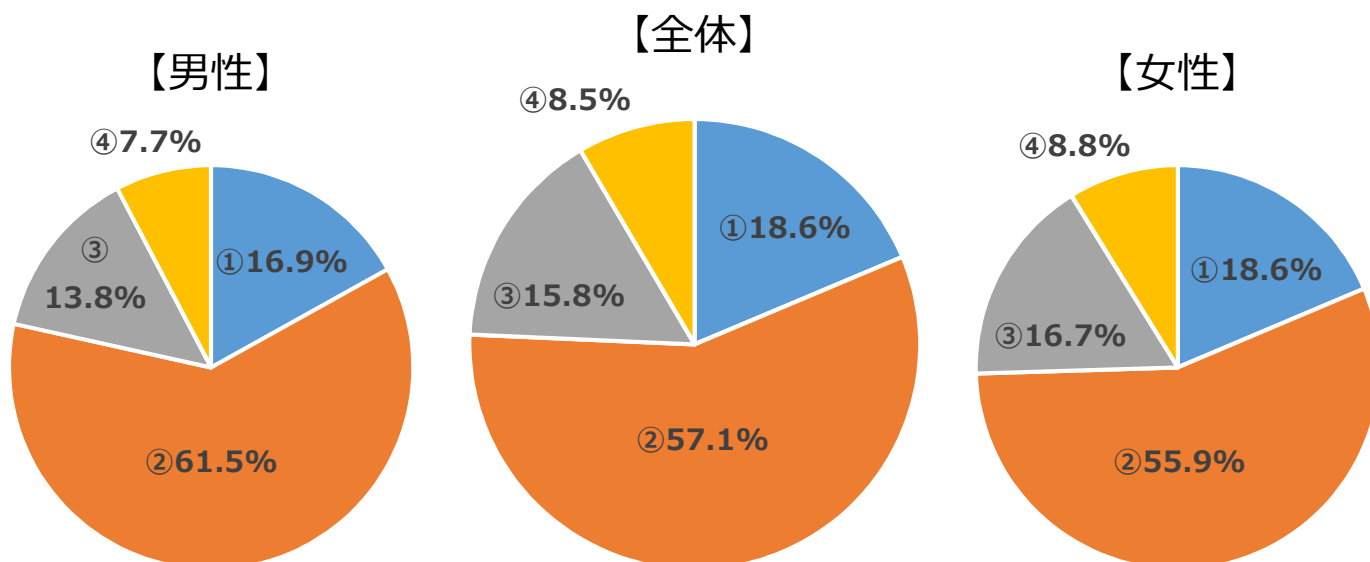
【住居地域】



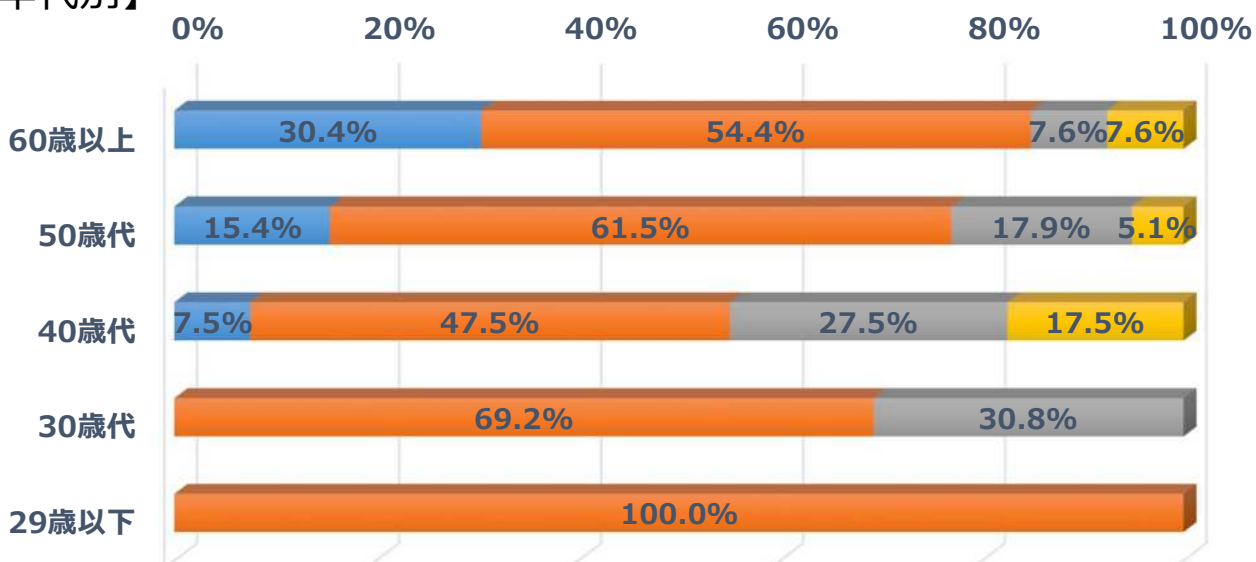
■ 新川地域 (魚津市、滑川市、黒部市、入善町、朝日町)	10.2%
■ 富山北地域 (旧富山市、舟橋村、上市町、立山町)	49.2%
■ 富山南地域 (旧大沢野町、旧大山町、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村、旧細入村)	5.1%
■ 高岡地域 (高岡市、氷見市、射水市、小矢部市)	25.4%
■ 砺波地域 (砺波市、南砺市)	10.2%

問1 節水（水の節約）についてお聞きします。次の中から1つ選んでください。

- ①常に節水している
- ②どちらかといえば節水に心がけている
- ③節水は必要だと思うが、日頃は心がけていない
- ④全く気にせず水を使っている



【年代別】

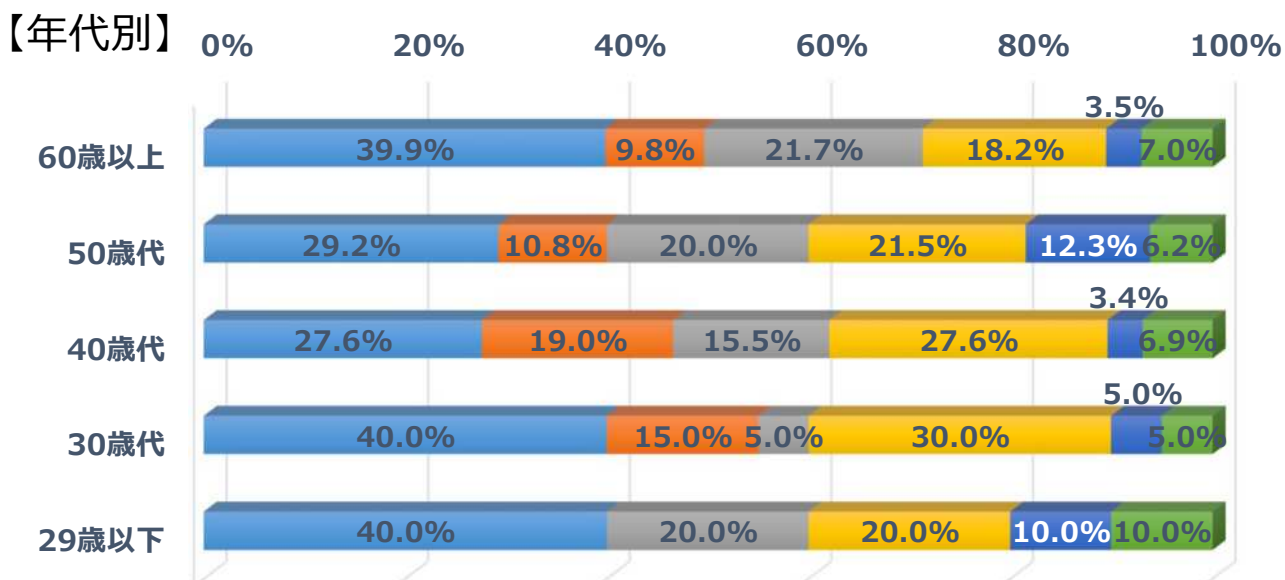
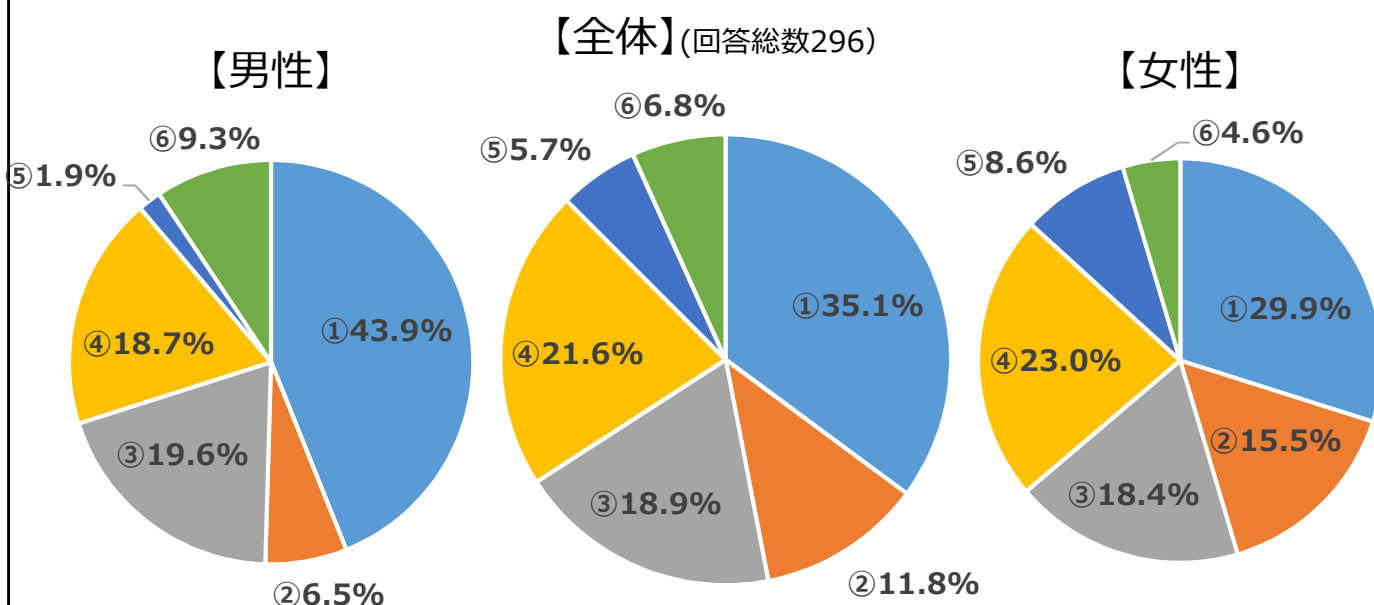


【コメント】

- 全体では75.7%の人が節水に心がけている。
- 男女別では、男性の方が若干節水意識が高い結果となった。
- 60歳以上の節水意識が高い。

問2 普段、飲料水として主にどのような水を飲んでますか。次の中からいくつかも選んでください。

- ①水道水をそのまま
- ②浄水器を通した水
- ③水道水を一度わかした水
- ④お店で売られているペットボトルの水
- ⑤井戸水
- ⑥その他

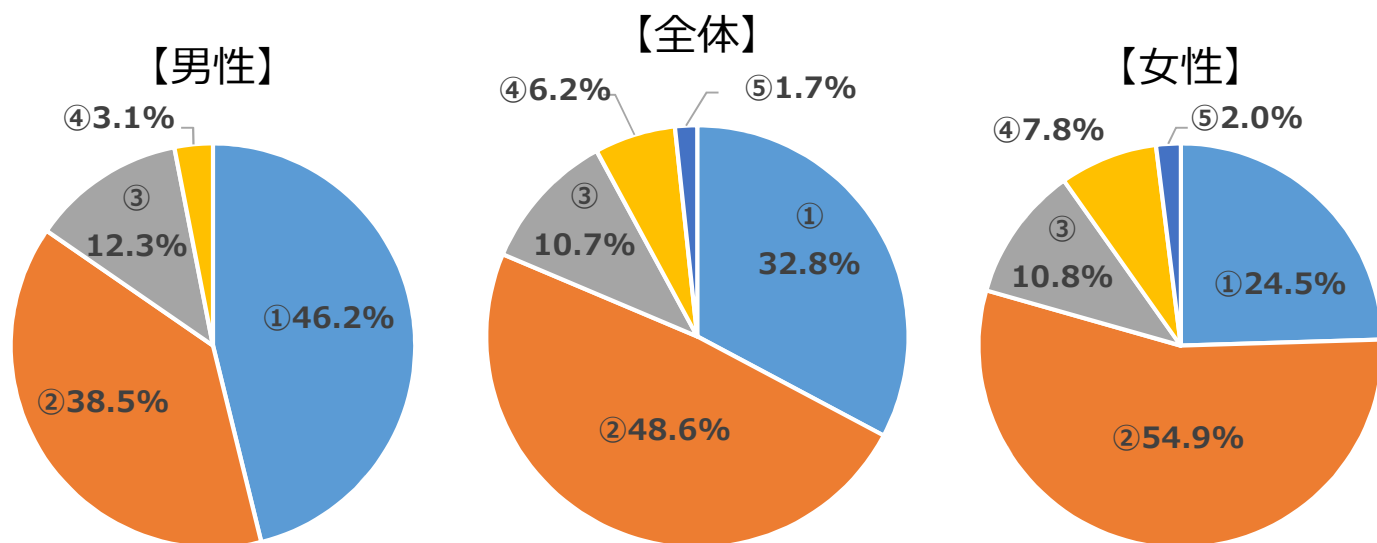


【コメント】

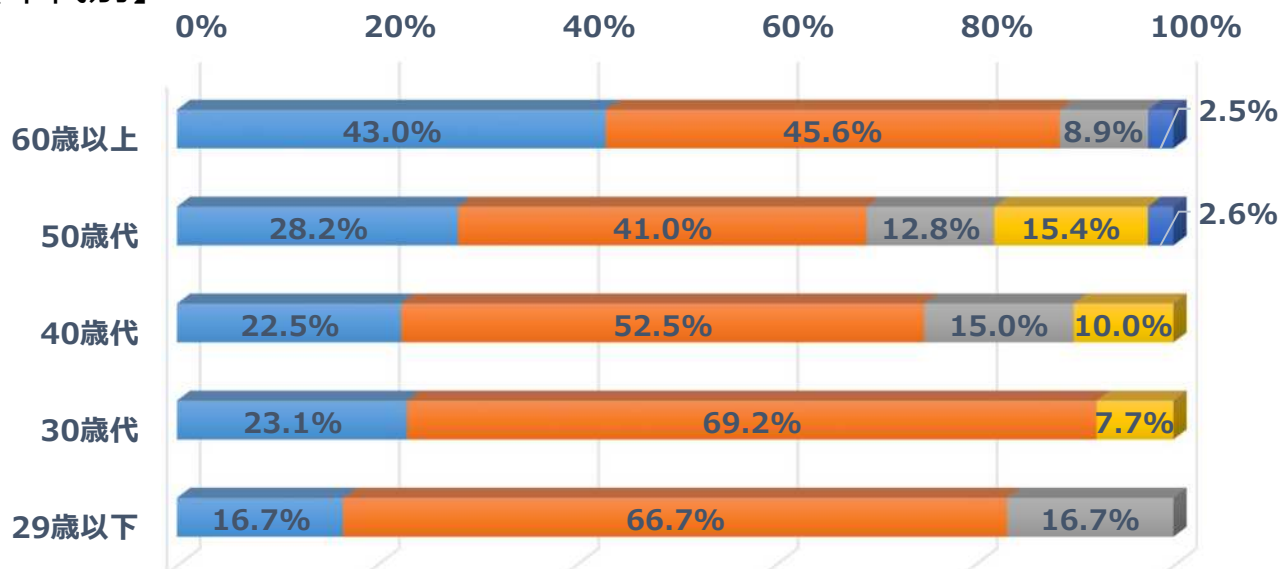
- 全体では35.1%の人が水道水をそのまま飲んでいる。
- 男性は水道水をそのまま飲む割合が比較的高い。
- 年代別でも低い年代ほど市販のペットボトル入りの水を飲む人の割合が高い傾向。

問3 現在ご利用の水道水について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。

- ①満足している
- ②特に不満はない
- ③少し不満である
- ④不満である
- ⑤水道水は利用していない



【年代別】



【コメント】

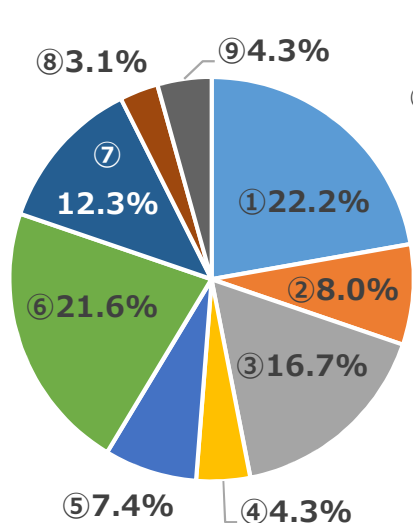
- 全体で81.4%の人が水道水に満足している。
- 男性の方が比較的水道水に満足している。
- 40・50歳代では、不満の割合が2割を超えている。

問4 身近な水遊びや水に触れるなど、水と親しむことのできる場所はどこですか。
次の中からいくつでも選んでください。

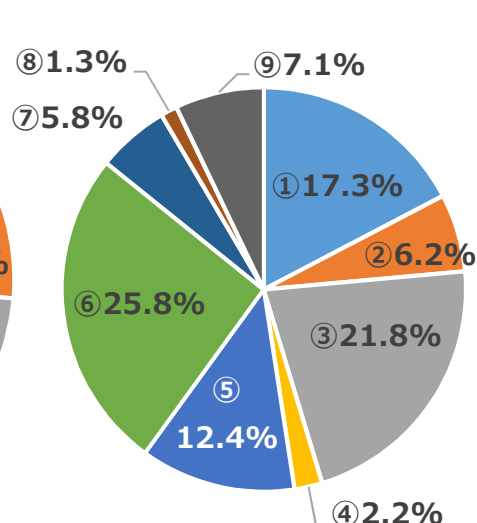
- ① 河川
- ② 溪流、滝
- ③ 海岸
- ④ 湖沼、池
- ⑤ 湧き水
- ⑥ 公園
- ⑦ 水路
- ⑧ その他
- ⑨ 特にない

【全体】(回答総数410)

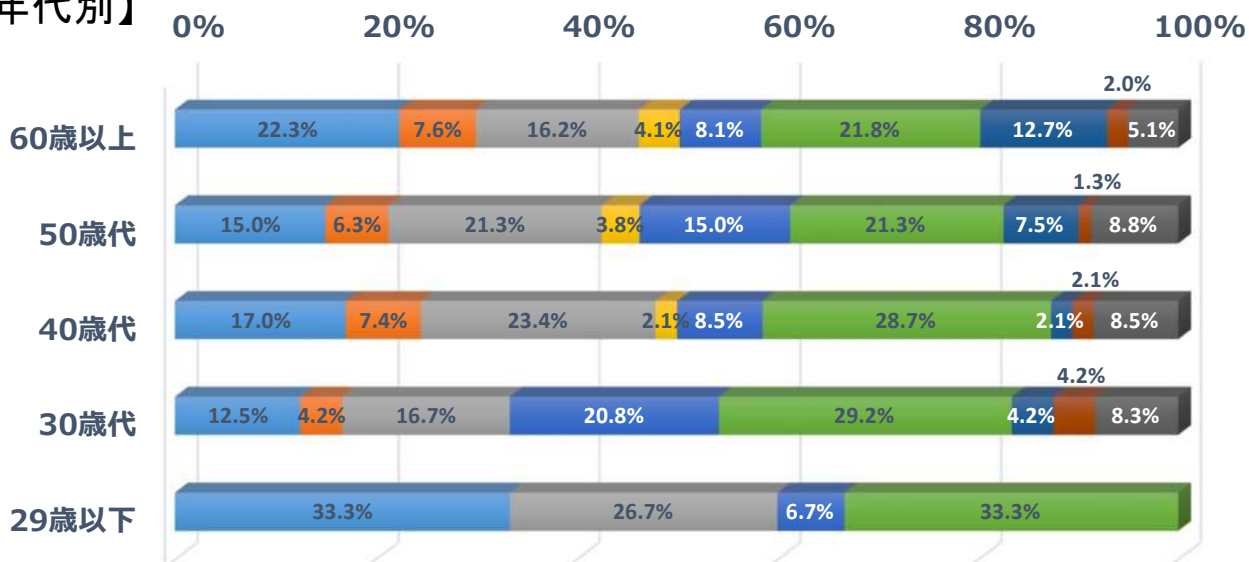
【男性】



【女性】



【年代別】

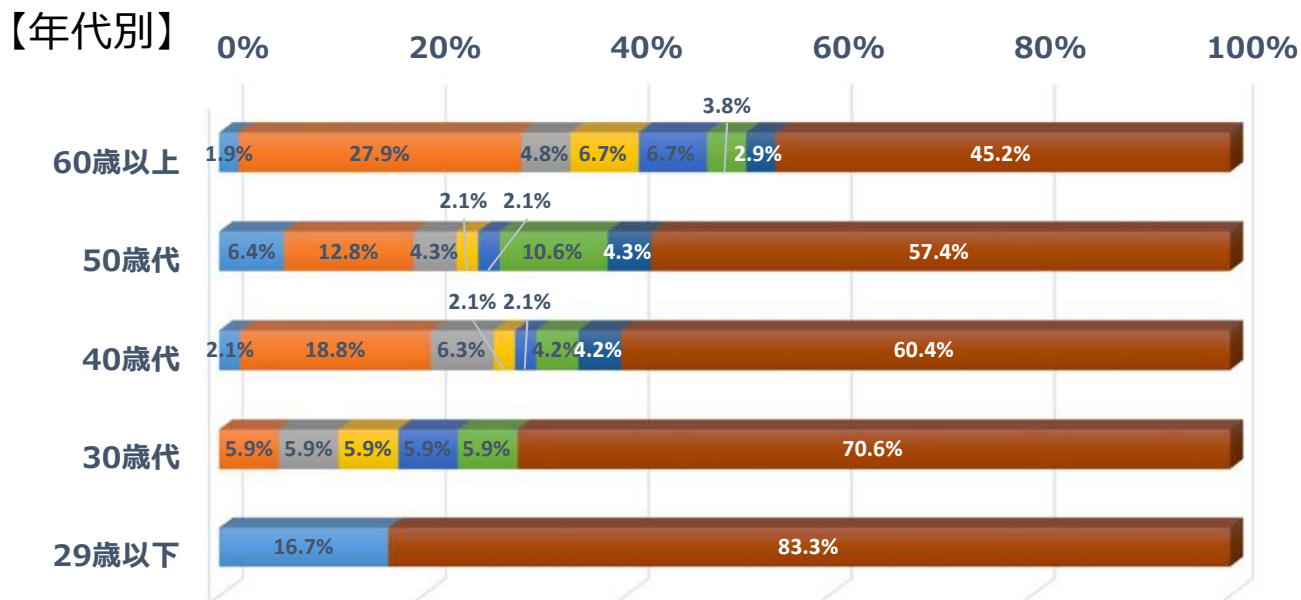
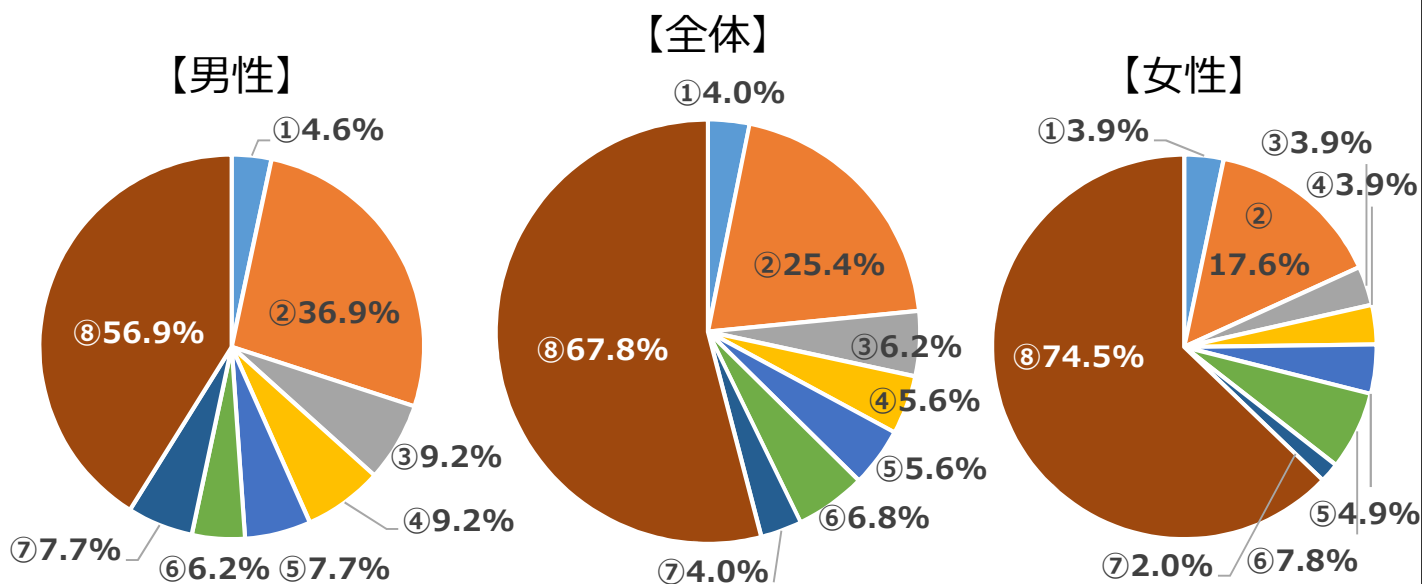


【コメント】

- 全体では公園が最も多く、次いで河川、海岸が多い。
- 男性は比較的河川が多く、女性は公園や海岸が多い。
- 年代別でも60歳以上以外は公園が最も多く、低い年代ほど割合が高い傾向。

問5 あなたは、この2～3年の間に「水」に関する地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。次の中からいくつでも選んでください。

- ①自主的な水質調査・監視活動
- ②水辺のごみ拾いなどの美化運動
- ③水辺の花壇づくりなどの緑化運動
- ④水辺の生き物の保護活動や観察会
- ⑤水辺についての勉強会や交流会
- ⑥水辺を活用した催事やお祭り
- ⑦水源地域の森林保全活動
- ⑧参加したことはない

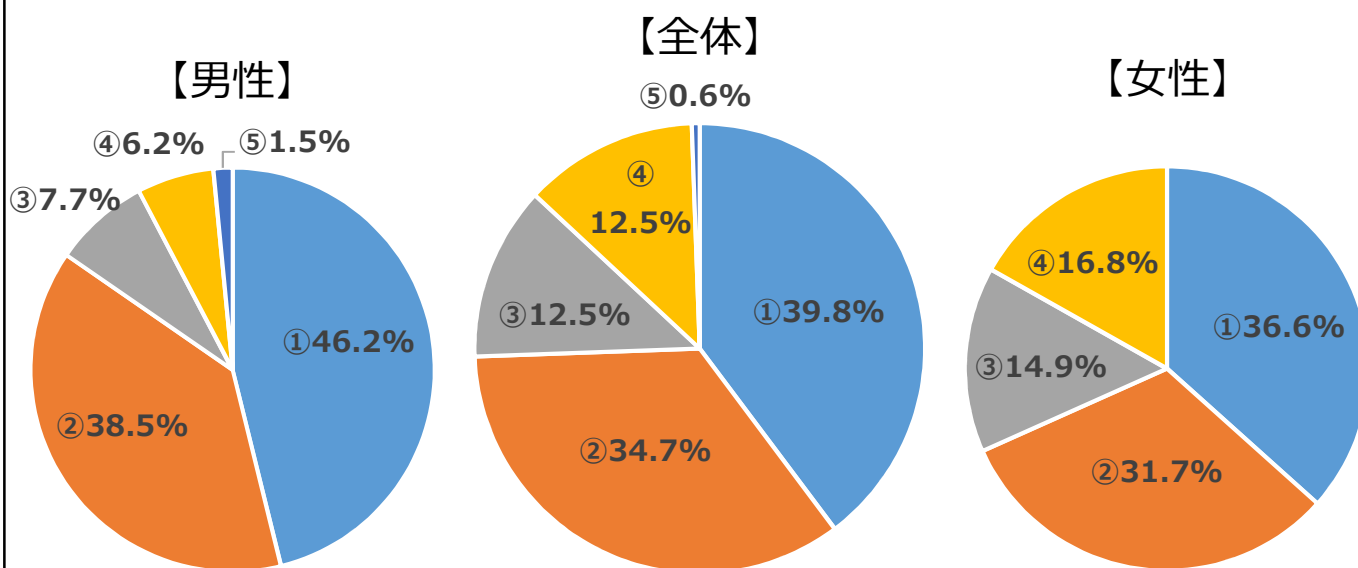


【コメント】

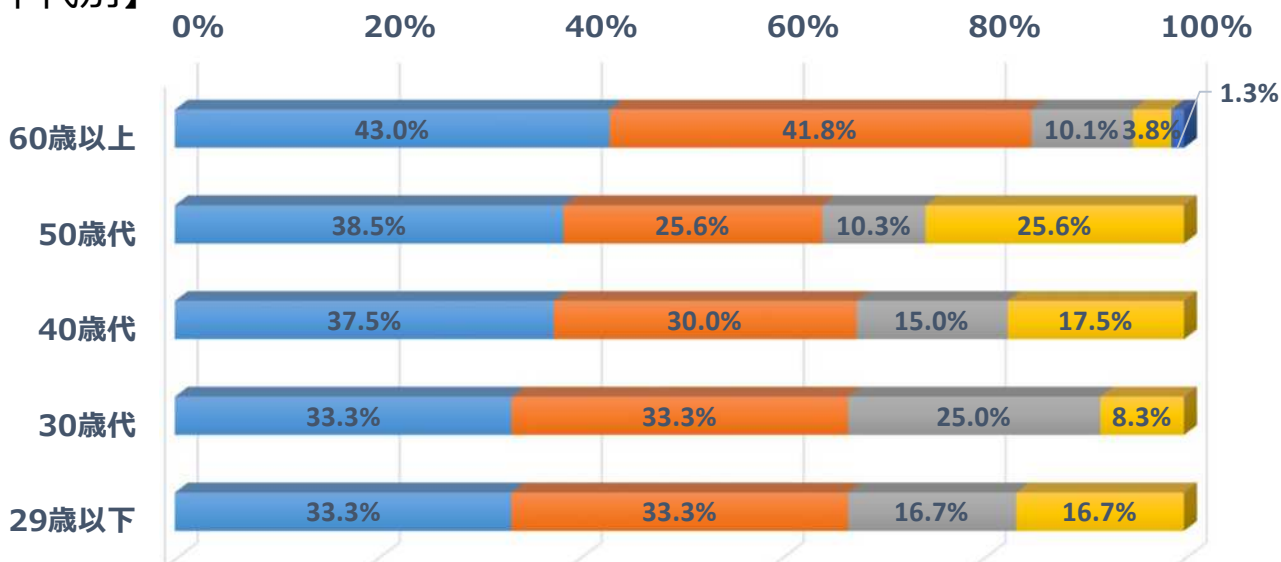
- 水に関する地域活動やボランティア活動に参加したことのある人の中では、「水辺のごみ拾いなどの美化運動」が最も多い。
- 男性の方が参加したことがある人の割合が高い。
- 年代別では、高い年代ほど活動に参加したことがある人の割合が高くなる傾向。

問6 あなたは、あなたがお住まいの地域で「水」に関する生活の知恵や使い方に、古くからのものが残っていると思いますか。次の中から1つ選んでください。

- ①残っていると思う
- ②特に思わない
- ③全く思わない
- ④分からない
- ⑤その他



【年代別】



【コメント】

- 全体では、39.8%の人が「水」に関する生活の知恵や使い方に、古くからのものが残っていると思っている。
- 男性の方が「思う」と答えた人が多い。
- 年代別では、高い年代ほど「思う」と答える人の割合が高くなる傾向。

問7 水に関する意見があれば、どのようなことでも記入してください。

(件)

1 健全な水循環系の構築	76
(1) 水源対策	
○水がきれい、おいしくて、豊富な富山。ありがたい。	5
○富山といえば美味しいお水。これからも全国に自慢出来る美味しいお水を常に保ち続けていきたいですね。	4
○水は、人間にとって血液であり、非常に大切なものである。とくに、富山県は、熊本県と同様に、昭和・平成の名水百選に各4件ずつ選ばれています。この水資源を大切に、いつまでも、おいしいまたうまい味の名水を飲むことができるように、心がけていきたい。	2
○最近、水道運営や施設・保全森や水源地に外国資本が入ってきているが、安全保障面で問題が起こる事の無い様に、国と協調して対策を立てるべきだと思う。(上海電力の件などもあるので)	1
○井戸水なので、夏は冷たく冬はあたたかいです。水位が下がったり、冬は雪を溶かすのに使います。井戸なので、電気ポンプで水をくみあげているので、電気代もかかります。富山県は水害があまりないのでいい。おいしい水を大切に…。	1
○田に水がためられる時季になると、井戸水がよく出る。まるで田の水が地下に入っていて、それを飲んでるかのようと思う。	1
○雪解けの放水に関しては、地域によっては差が生じていると思う。	1
○私の地区は、井戸を掘る家庭が多く、新しく井戸を掘られると、自分の家の井戸水が出なくなります。これからは、もっと「きよ」を考えて許可して欲しいです。	1
○井戸水マップなどあれば、助かる。	1
○昔は湧き水でも安全だと飲めたが、現在は心配で飲めない。安全の目安があれば助かりますが。	1
(2) 治水・利水対策	
○カルキの味が強くて水道水がまずい。	5
○生活する上で、皆が必要な水ですが、上下水道共、料金が高すぎます。水が豊富な富山なら、もう少し安くてもいいような気がします。	4
○富山の水道水はとても美味しいです。駅前前の噴水、県庁前の噴水、懐かしい様な感じもして、さすが水の豊かな富山！と感心します。	3
○水道事業の民営化の動きが広がっているが、富山県においては慎重を期すべき。	3
○なるべく安価で安心して飲むことのできる水道事業の継続への支援をお願いします。	2
○マンションに住んでいる為、日常生活している中では富山の水の良さが伝わってこない。	1
○上下水道の料金設定や仕組みを知りたいです。自分で調べればよいのですが、できれば子供たちにも知ってほしいです。	1
○水道水だけを利用しているので、飲料水、車の洗車、洗濯等全てお金がかかる水です。あちらこちらに節水や節電が言われていますが、砺波は安心して使えるところで感謝しています。	1
○近くに農業用水があり、流れている間は家庭菜園や庭の花に使わせてもらっているので、水道水を節約していると思う。	1
○昔は水道水を飲みましたが今は飲みたいと思いません。昔のように水道水を安心して飲めるようになったらいいなと思います。	1
○水道水をそのまま飲み水として飲める地域は、それほどない。大事にしたいものです。	1
○水道水の安全性について詳しく知りたい。	1
○富山市の水道水を全国に販売してほしい。	1
○水道水を庭に撒くと、下水道代まで取られてしまう。草花は気温を下げる働きがある。省エネに大切だが、水道代はかかる。	1
○富山県は水不足もないし、水道水でもおいしいと思う。今後水資源も大切だが、水道管などのメンテナンスが必要となると思いますが、県としてはどのようなことをされているか気になります。	1
○農業用水を利用した小水力発電の拡大(県営or市営or民営)	1
○生活水に不自由なく、とても感謝しています。農業用水の水流が農閑期には流れていませんが、防火・美感で流れているとうれしい。	1
○今年冬大雪となり、消雪が実に良く働き、水の大切さを実感する。水がない場合まず車が通れない、北陸最高の設置だと思えます。	1
○冬場の散水による、水の浪費が心配です。	1
○富山の水は、水道水でもそのままおいしいが、習慣で麦茶にして飲んでいる。	1
○干ばつ、洪水と水を巡り人々の安心・安全な生活がおよびやかされています。古人の「治める」という「治水」の言葉の意味をよく考える事があります。	1
○富山の美味しい水道水が今世界中が注目の的となっていますが、多くの課題が待ちうけている状況です。今後の県議会議員の審議の上でどのような質問を得ているのか今後注目してみたいです。	1
○老朽化している水道管の水をそのまま飲むのは少し抵抗があります。	1
○真夏の昼等に、道路の融雪装置を動作させて、打ち水効果の実験を試みてほしい。	1
(3) 水環境対策	
○生活用水だけでなく、農業用水や工業用水なども含めて、全体的な水資源を保全する必要性を県民が認識することが大切だと思う。そのための啓発活動をもっと推進してほしい。	3
○富山は湧き水も多いのにしっかりと整備されてないところも多い気がします。もっとキレイに整備したり、夏ならキュウリを売ってその場で冷やしたキュウリとか作ったりしてもいいなとは思いました。	2
○用水のごみ拾いは、田んぼなどの自動水門の技術を応用出来ないか。	1

(3) 水環境対策	
○富山県は、県民公園が充実していて良いと思います。子ども、水遊びは、県民公園の小川やじゃぶじゃぶ池、噴水を使いますが、もっとこんな場所があればいいなと思います。	2
○誰でも参加できる水関係のボランティアがあれば参加したいと思いますが、その辺の情報が少ないように感じます。	3
○最近近くの小川や水田で小魚や水中昆虫の姿をみることは、殆どなくなりました。河川が人工のコンクリートで固められ、草地の畦や土の水路がなくなっていることに原因がありそうです。蛍の出る季節は近いのですが、果たして今年は見られるかどうか心配です。	1
○河川や水路への「ゴミ」等のポイ捨てが気になります。美化ボランティアの方々には頭が下がりますが、いたちごっこのように思います。小・中学生や企業の体験学習は既に一部実施されていますが、更に推進すべきでしょう。景観だけでなくその効果について同時に学習できればよいです。ただ、子供や若者だけでなく、企業や団体の役職にある方々が率先して参加することも大切。推進企画を立案していただきたいです。	1
○海王丸パークをもっと賑わうようにしてほしい。観覧車とか。	1
○最近外に人がいるのを見かけなくなった。子供に対しても、水辺は危ないとか、そんな報道ばかりで、楽しい水遊びができない世の中になっている気がする。	1
○海、河川保護の観点からゴミ等を流さないよう気をつけたい。環境問題から黒部川連携排砂も考えざる終えない。	1
○ゴミを捨てるときに、水できれいに洗って廃プラにするのがよいか、汚れたまま燃えるゴミにすればよいか悩みます。	1
○富山の水は、豊かできれいと思いますが、実際はどうかわかりません。水質、水量調査をして報告してほしい。	1
○中山間部に住んでいますので、この時期は、ほたるなどの鑑賞（会）などで沢山の方が来られます。以前に比べ、生き物に対しての関わりや学びが増えています。里山、ピオトーブなど小学校も巻き込んだ活動がされています。少子化・高齢化などが影響して、変化はしていますが、除草剤や消毒など水辺への配慮がされています。	1
○子供の頃は、海、滝、川で水に触れることが良くありました。60を過ぎ水辺で遊んだことが、なつかしく思い出として、よみがえります。危険なことが最近多いので、水の大切さ、こわさもよく理解できるようになりました。	1
○『富山の水＝おいしい＝きれい』というイメージがあるが、河川や海辺をみるとゴミが目立つ。地域ぐるみで、美化活動が必要。	1
○用水に転落して亡くなる方がいます。うっかりしてしまっても、用水があると気づける様に、さく等をつけるべきだと思います。お金はかかるとは思いますが、立派なさくが無理なら、ロープをはるなどして。人命にはかえられないと思います。	1

2 水を活かした文化・産業の進展	15
○水は人間にとって生活に密着しすぎているので、特別感が薄い。水の恩恵について常に県民1人1人が心に強く感じる意識づけが大切。まずは日常の中に「水」というワードを幅広い分野から発信し続けていくことも必要かも。	5
○富山は、水が美味しい地域だと思います。そのままでも飲めるし、料理も美味しく仕上がります。この素晴らしさを、もっと全国に広めたいのになと思います。	2
○立山連峰などを水源とする富山県は、豊富で美味しい水資源に日本一恵まれていると云っても過言ではありません。この水を守り、そして資源として活用して欲しいです。名水ブランドの商品開発を期待しています。	1
○普段飲んでいる水が、どこからきて、どう流れていって、循環しているのか、ということは、子供にも知ってもらいたいと考えています。教育的な面から、資源の循環を捉えて欲しいです。それには教科書的な情報だけでは不足で、体験も合わせて必要だと思います。山、川、海、浄水場などのつながりが体感できる取組があるとよいと感じます。	1
○水に関するイベントをもっと開催して下さい。	1
○「水」に関する生活の知恵や使い方をテレビなどで見ると、うらやましくなります。	1
○実家は今も湧き水を使用していますし、近くに高瀬の湧水を使用する人を多数見かけます。ここには他県からも水を汲みに来ておられます。生活水を守るためにも、環境保全活動に力を入れてほしいものです。（限りある資源を守るために）	1
○富山県内には多くの名水の場所がありますが、それぞれの特徴や場所を一覧表にとりまとめ、県民にわかるようにして頂きたい。もし、一覧表にまとめたものがあれば、県民にわかるように回覧でも良いので配布して頂きたい。	1
○子供が学校のボランティア活動で、太田川の清掃に参加しました。とても暑い日でしたが、熱心に取り組み、地域の方々から大変感謝され、ほめていただき「とてもきもちのいいボランティアで、楽しかった！川もきれいになるし、ほめられるし、やっていると楽しいし、一石三鳥だよ！来年も参加します！」と嬉しそうに話してくれました。ここ近年、コロナでいろいろ中止になっていたこともありますが、このようなボランティア活動をぜひ再開していただき、子供たちがボランティア活動を通して「水」について学び、またそこから人とのつながりや大切さを感じてほしいと心から思いました。	1
○富山県は大都市などにペット飲料水を運ぶ水に関しては、進んでいる地域だと思うので、できれば「富富富」などの米と相性のよい水などを情報提供してあげたら良いと思う。	1

3 地球的規模の水問題への取組み	2
○節水のアピールをもっとしてほしいと思います。	1
○水は大切だと思うので、米の研ぎ汁や野菜を洗った水は家庭菜園の野菜に撒いています。SDGsです。	1